

第13回平成19年12月与謝野町定例会会議録(第4号)

招集年月日 平成19年12月14日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後2時16分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	赤松孝一
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	今田博文
5番	小林庸夫	14番	森本敏軌
6番	家城功	15番	谷口忠弘
7番	伊藤幸男	16番	有吉正
8番	浪江郁雄	17番	服部博和
9番	井田義之	18番	糸井満雄

2. 欠席議員

(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野稔 書記 植松ひろ子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田貴美	代表監査委員	足立正人
副町長	堀口卓也	教育長	垣中均
総務課長	大下修	教育委員長	白杉直久
企画財政課長	吉田伸吾	商工観光課長	太田明
岩滝地域振興課長	小林哲也	農林課長	浪江学
野田川地域振興課長	平野勝彦	教育推進課長	土田清司
加悦地域振興長	和田茂	教育次長	鈴木雅之
税務課長	日高勝典	下水道課長	小西忠一
住民環境課長	藤原清隆	水道課長	芋田政志
会計室長	金谷肇	保健課長	佐賀義之
建設課長	山崎信之	福祉課長	岡田康利

5 . 議事日程
日程第 1

一般質問

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(糸井満雄) 上山議員が30分ほどの遅刻という申し出がありましたので、ご報告申し上げます。

したがって、ただいまの出席議員は17人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

昨日に引き続き、一般質問を続行しますが、その前に、町長より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

太田町長。

町長(太田貴美) おはようございます。

一部ちょっと訂正といえますか、おわびを申し上げたいという件がございます。

昨日の畠山議員の一般質問の答弁の中で、野田川衛生プラントの肥料につきましては薬品を使用しており、畑には適さない旨の、誤解を生じるような発言をいたしました。

汚泥から生成しました肥料は、肥料取締法にあり、さまざまな試験を経て、農林水産大臣の許可を受け、登録されておりますので、品質保証された安全な肥料でございます。

この肥料につきましては、もう既に多くの方々にご利用いただいておりますので、私の認識不足から誤解を生じるような発言をいたしまして、ご迷惑をおかけいたしましたので、おわびをし、訂正をさせていただきます。

議長(糸井満雄) それでは、13番、今田博文議員の一般質問を許します。

13番、今田博文議員。

13番(今田博文) それでは、第13回12月定例会におきまして、一般質問をさせていただきます。

与謝野町行政改革大綱が行政改革推進委員会より町長に答申されました。

昨年7月に諮問されてから、十数回にも及び委員会を開催され、行政改革大綱を策定されました委員の皆さんには、大変ご苦労さんでございました。

12月議会の一般質問も三日目になりました。一日目、二日目においても、行革大綱について質問がありました。重複する部分もあろうかと思っておりますけれども、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

1点目は、この行革大綱について、2点目が、移動町長室について質問をいたします。

なぜ自治体はこのような行政改革大綱なるものを作成して、実施しなければならないのか、少し触れておきたいと思っております。

今、時代は大きな変換期のときにあります。右肩上がりの中で、すべてのものが制度設計された時代は終わり、右肩下がりの時代にも、持続可能なシステムに変えていかなければなりません。そのために行われているのが行政改革、財政改革、分権改革であります。地方政府の枠組みで言えば、市町村合併、そして、道州制の導入であります。

明治維新は革命に伴う改革でありました。昭和の戦後改革は戦争に伴う改革でありました。こうした構造改革が、戦争も革命もない平時の日本においてできるのかどうかと問われていると名城大学の昇教授は投げかけておられます。

人口の減少、少子高齢化の進行、経済の低成長やマイナス成長の時代にあっても、持続可能な体制や仕組みをどう構築していけるのか、そのことではないかと思えます。

小泉改革と言われる三位一体改革が行われ、国の補助金を減らし、地方に税源を移譲する、そして、交付税の見直しを行うことが実行されましたが、税財源の弱い自治体では、交付税の減額のみが財政に大きな負担になって、きょうまで続いております。

それでは、何点かにわたり策定されました行革大綱の中身についてお聞きをいたします。

与謝野町の人口も、現在、2万5,000人ですが、3年後には2万3,000人、平成27年には2万2,700人になると予測されています。65歳以上の高齢者も6,700人から、10年後には7,300人に増加いたします。財政も、交付税の減額に加え、人件費や公債費の割合がかなり高い財政構造になっています。まちの将来像は、水、緑、空、笑顔輝くふれあいのまちであります。地域住民の幸せを第一に、ハードよりソフト、地域のコミュニティーを大切にする、自助、共助、公助による協働を大切にとの視点に立ち、新しいまちづくりを目指しています。

行政改革の目標では、職員数の削減や施設の統廃合を進め、交付税の恩恵がある期間が過ぎる、合併してから15年後、すなわち、平成33年度以降も、行政サービスが低下しないように、事前に十分な貯金を積み立てていく必要があると指摘しています。

行政改革機関に毎年2億円、5年間で10億円の削減では、累計で2億4,000万円の赤字となります。一方、毎年、4億円、5年間の合計で40億円の削減を行えば、収支は黒字になり、削減効果を積み立てると、改革終了時には18億円の貯金を積み立てることができます。

委員会は、改革期間の5年間に、約20億円の行政効果を上げる、現在の96%の経常収支比率を90%以下に下げること、この二つのことを大きな目標に据え、これを実現することによって新たな住民サービスに対応できるとしています。

まず1点、大きな目標として掲げられた、健全な財政運営の達成はできると思っておられますか、お聞きをいたします。

次に、分庁舎の検証、検討も含め、効率的な組織や体制についてであります。

現在は、3庁舎に分散して役場業務を行っています。合併協議の中で、住民サービスが低下ないように、各庁舎に地域振興課を設置して、そこに行けば、すべての住民ニーズにこたえることができるように、その庁舎にない業務も担当する職員配置もされておりました。しかし、現在は、合併当初に比べて十分な対応ができているのか疑問に思っています。各庁舎の維持管理についても多くの費用を費やしています。18年度決算で、本庁舎に1,157万円、加悦庁舎に1,897万円、野田川庁舎に935万円、合計で3,989万円になります。これらの必要性を十分検証して、効率的な組織体制にするとあります。どのような組織や体制にしようと考えておられますか、お尋ねいたします。

次に、首長のリーダーシップについて伺います。

委員会が答申したトップマネジメントについて、首長が強いリーダーシップを発揮していかなければ、絵にかいたもちになり、ローカルマニフェストや団体などの要望・要求と食い違いがあっても、首長の強力なリーダーシップを抜きにして、改革の実施・実現は不可能とまで書かれています。言いかえれば、トップマネジメントがまちの行く末、運命まで左右しかねないというこ

とだと思えます。今まで、町長の姿勢を見ておられますとボトムアップに徹しておられるように思いますが、時には、トップダウン方式により事を進められたらいかかと思っております。

リーダーシップをどのような形で発揮され、与謝野丸のかじ取りを考えておられますか、お聞かせいただきたいと思えます。

次に、行政と住民の協働についてであります。

行政改革を進めると、住民に痛みが伴うことが考えられます。このため、住民には厳しい財政状況や組織体制の現状、行政改革の必要性を十分説明して、理解や協力が得られるように、職員に最善の努力が必要であります。

これまで、住民は多くのことをまちに依存してきました。この改革が完遂されると、まちの職員は現在の320人から230人になります。これまでまちが行ってきたことを地域や住民が担っていかねばならないことになります。住民とまちとが一丸となり、お互い、知恵を出し合い、協働して、地域福祉の向上や地域の発展を目指すべきだとあります。住民と行政の協働、自助、共助、公助の精神は、お互いの信頼関係がなければ成り立ちません。

信頼の構築はどのようにして築いていかれますか、お伺いいたします。

次に、職員の資質向上策であります。

行政改革は、財源不足の解消、業務の見直しと、その改善を繰り返しながら、必要最小限の経費で住民サービスの最小化を図るものです。それには、町職員一人一人が住民ニーズを体感し、迅速に臨機応変な対応を可能にすることです。町職員の資質向上には、人事研究制度を確立し、高い専門性を持ち、志の高い町職員の育成が急務であり、多様な人材を確保する必要があります。

さらに、個々の能力のみならず、組織としての能力向上を図るため、既存の組織、業務、情報システムなどもあわせて見直し、業務改善や機構改革も進めていく必要があると考えられると行革大綱には書かれています。

行革大綱の推進には、先ほど申し上げました町長のリーダーシップと職員の資質の向上、そして、意識改革が何よりも必要になってきます。町長のリーダーシップと意識改革、この二つが車の両輪のように働かなければ実現の可能性はほど遠くなってまいります。

いかに実現に向けて方向を打ち出されますか、お聞かせをいただけたらと思えます。

2点目に、移動町長室についてお聞きします。

3町合併協議会が、平成17年2月8日開催され、合併基本5項目の協議が始まりました。事務所の位置についても、第6回合併協議会において、既存庁舎の有効利用を基本として、事務所の位置は岩滝町役場とし、加悦町役場並びに野田川町役場に支所を置きます。二つの支所にも本庁機能の一部を置きます。なお、議会部門は加悦町役場に置きます。本庁及び支所に住民対応の総合窓口を置きます。このように合併協議会で決まりました。

町長は、本庁である岩滝におられ、執務をされるのが本来で、当たり前のことかもしれません。しかし、与謝野町は旧町とは違い、大きなまちになりました。面積も100キロ平米あります。なかなか隅々まで掌握し切れないのではないかと思います。トップである町長に出会わない、顔も見ないので、役場業務の士気に影響するのではないかと考えています。

現在、加悦、野田川庁舎の町長室はあいています。出張されて仕事をされてはどうかと思えます。どのくらいのペースで支所回りをされているのかわかりませんが、たまには環境を変えて、

支所で仕事をされてはいかがですか。

役場の最大の資源は人材という視点に立てば、新たな能力の発掘・発見につながる可能性もあるのではないかと考えています。

いかにお考えか、町長にお尋ねをして、1回目の質問といたします。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 今田議員ご質問の1番目、行革大綱についての1点目、行革の目標として掲げられた健全な財政運営は達成できるのかにつきましてお答えいたします。

今回の行政改革大綱の目標は、平成20年度から24年度までの行革期間に、行革効果は20億円程度、その間に、経常収支比率を90%以下としております。行革期間に20億円程度の効果となりますと、単年度平均4億円の効果創出となりますので、一般会計、予算規模が103億800万円、平成19年度当初予算をベースに考えますと、非常にハードルが高い数字であります。しかしながら、行政改革推進委員会で13回にも及ぶ貴重な議論の末に出された目標であり、この目標をクリアしたその先にこそ、総合計画などの各種施策が図れるものであり、水、緑、空、笑顔輝くふれあいのまちを実現するために、最善の努力を傾けて、目標達成を目指したいというふうに考えております。

現在、新年度予算編成と並行しまして、行政改革や、あるいは総合計画の実施計画策定を指示いたしております。作成できれば、議員の皆様方のご意見をお伺いしたいというふうに考えているところでございます。

なお、行政改革につきまして、平成20年度で実行できるもの、また、その検討に終わるものなどさまざまであるというふうに考えており、1年目で多くの効果を上げるのは大変難しいだろうというふうに思っております。

今後は、平成21年度以降の予算編成方法をどのようにすべきかも念頭に置きながら、例えば、予算枠配分方式などの検討も進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、2点目の、分庁舎の検証・検討も含め、効率的な組織・体制についてでございます。

分庁舎の問題を含む効率的な組織・体制につきましては、近々には、野田川庁舎の老朽化への対応が課題であり、これまでも述べておりますが、北庁舎を除き、近年中に廃止していく方法で考えております。

時期的には、税務業務が京都府内市町村との協働化によりまして、平成20年度の秋ごろに、新たな組織が設立される予定と聞いており、まず、税務課を新年度の早い時期に移転させ、引き続いて、住民環境課の移転とあわせて、地域振興課のあり方についても検討していきたいというふうに考えております。

また、行政改革大綱や総合計画など、施策の基本となるさまざまな計画がこの2年間でまとまってまいりましたので、それらも踏まえて、組織、体制、事務分担等につきましても検討に入ることとしております。

次に、3点目の、首長の強力なリーダーシップについてでございますが、行政改革につきましては、私が本部長を務めており、課長職全員で組織しておりますまちづくり及び行政改革推進本部を推進母体にしていきたいというふうに考えております。

その中で、実施項目を遂行して、行政改革推進委員会の検証を受けながら取り組みたいというふうに考えております。

具体的な形としましては、まずは、行政改革大綱の重点・削減課題であります人件費につきましては、私を初めとする理事者が率先垂範して削減方針を示し、あわせて、職員にも理解を求めていきたいというふうに考えております。

詳細につきましては、新年度予算編成と並行して、行政改革実施項目を策定中であり、その中でお示しできればというふうに考えております。

次に、4点目の、住民と行政の協働、自助、共助、公助の精神についてでございます。

信頼の構築につきましては、コミュニケーションが大切であるというふうに考えています。コミュニケーションが成立するには、経験の共有が不可欠であるというふうに思います。例えば、住民と行政が同じものを見て、見たものの解釈を議論し合って、その解釈を共有することが必要でございます。その具体的な取り組みを、総合計画の策定において試みております。策定委員の皆様には、策定初期から参画いただき、職員との合同会議で議論をし合って、町の課題、特徴などを共有して、総合計画を策定してまいりました。これが信頼の構築であるというふうに考えております。

今後は、策定委員さんが、それぞれ住民に自助、共助、公助の精神や職員との信頼関係を深めていただけるものと信じております。

一方、町行政としては、総合計画策定過程で、住民アンケートの実施、各種団体との懇談会、高校生との対話事業などに取り組み、多くの住民の方のご意見を伺い、住民と行政が手を携えて進めてきたと考えております。

今後も、この延長線で各種施策に取り組み、住民の皆様の信頼を得たいというふうに考えているところでございます。

次に、5点目の、行革大綱の推進には職員の意識改革が必要不可欠であるという点についてでございます。

議員のご指摘のとおり、行革大綱の推進につきましては、私も、職員の意識改革が非常に重要であるというふうに考えております。

この基本に立ち、去る11月7日、9日、13日には、職員が講師となり、全職員を対象にして、行政改革及び総合計画に関する職員研修会を開催いたしました。その中の説明でも、行革を進める上で最も大切なことは、職員の意識改革、職員が住民の信頼を得ること、住民の理解と協力が不可欠と力説しておりますし、総合計画の説明では、幾らすぐれた総合計画を策定しましても、職員が地域に溶け込んで取り組まなければ、住民は評価しない。職員が地域で信頼されることが行政への信頼となるなどの厳しい話をしております。

今後も、このような職員みずからの取り組みを進めていくこととあわせて、我々理事者も一丸となって職員の資質向上に向け取り組みを強化したいというふうに考えております。

次に、2番目の、移動町長室についてでございますが、住民の利便性、既存庁舎の有効活用、交通のアクセス等を優先し、住民サービスをできる限り低下させることがないように、現在の3庁舎をそれぞれ活用する分庁舎方式により業務を行っております。

合併当初より、町長執務は本庁舎で行い、町長室は本庁舎のみに置くこととしておりますので、

今後においても、加悦、野田川庁舎の旧町町長室を町長用執務室として使用する考えはございません。

したがって、現在同様、今後も、他の庁舎の旧町町長室は応接室、会議室等として使用していきたいというふうに考えております。

ただ、できる限り、加悦、野田川庁舎に出向き、庁舎に来庁される住民の方々との触れ合いを大切にしたいというふうに考えておりますし、会議、研修等の開催場所を、各庁舎の輪番制にするなどを配慮することにより、各職員との対話にも心がけたいと思っております。

また、保育所あるいは幼稚園等の出先につきましても、できるだけ足を運んでまいりたいというふうに考えております。

以上で、今田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 今田議員。

1 3 番（今田博文） 先ほど、質問の中で、5年間で削減、毎年4億円、私、合計40億円と申し上げたんですが、5年間で20億円、大変な額を言ってしまうまして、訂正をいたします。

今、町長から、それぞれご答弁をいただいたわけでございます。

健全な財政運営、今申し上げましたような、5年間で20億円の削減と、経常収支を90%以下に下げると、このことが大きな目標だというふうに思っております、行革の答申の中にも書かれております。

かなりハードルは高いということで町長おっしゃいましたけれども、それは当たり前なことだというふうに思うんです。100億円の中で、今、与謝野町が占める歳出の割合、人件費が25%、25億円もあるわけですから、そのことが一朝一夕に削減できるかと言えば、そうにはならない。質問の中でも申し上げましたように、何年かかかって、類似団体と同じような職員数にしていくということですから、やはりこのウエートが下らない限り、なかなか削減というのは難しいんだろうというふうに思いますけれども、ですけれども、こうして答申があった以上、そのことに向けて最大限の努力はお世話になりたいというふうに思います。

新しい政府の財政指標といいますが、指針が出てまいりまして、かなり厳しい、自治体の赤字ですね、市町村は、20%で破綻するというふうなことを政府が言い始めております、国ですね。四つの指標を掲げております。実質赤字比率ですね、それから、財政健全化法では、破綻状態の財政再生団体と、それから、財政悪化の黄信号とされる早期健全化団体、この二段階にわけて再建を進めるというふうに書いてございます。

それから、実質赤字比率、今申し上げましたけれども、実質公債比率、それから、連結実質赤字比率、それから、将来負担比率、この四つの指標を掲げて、財政健全化法でもって都市再生の指標を指導していくといいますが、そういう方向に国も変わってきそうでございます。やはり財政を健全な運営をするということが一番やはり大事なことでありまして、そのことをおろそかにいたしますと、最後は、住民の皆さんに迷惑がかかるというふうなことになるのではないかなというふうに思います。

平成の大合併のモデル地区ということで、兵庫県の篠山市が1999年に合併をしたわけでございますけれども、合併特例債をたくさん使われました。そして、合併前よりも、かなり起債がふえたということございまして、それに伴い、人口も横ばいといいますが、それなりにふえて

いけばよかったんだろうというふうに思うわけでございますけれども、人口も4万7,896人をピークに、2006年7月では4万6,878人と、だんだん減少の一途をたどっておるといふことでございます。

時代が変われば、そういった考え方も変わってくるんだろうというふうに思いますけれども、ぜひ財政のことについては、今後とも、財政運営には特段の注意を払っていただきたいというふうに思います。

それから、野田川庁舎の統廃合といいますが、税の共同化にあわせて、税務課、地域振興課を整理したいということですが、今見てみますと、加悦庁舎もいっぱい。それから、岩滝庁舎もいっぱいということなんですが、現実には、どこに、どのように配置をされるのか、考えておられましたらお聞きをしたいというふうに思います。

それから、町長のリーダーシップでございますけれども、質問でも申しあげましたように、強力なリーダーシップを発揮せよというふうな大綱の答申でございますので、ぜひこのことは、強力なリーダーシップを発揮して、与謝野町を導いていただきたいというふうに思っております。

それから、コミュニケーション、自助、共助、公助の問題でございますけれども、総合計画の策定が一つの信頼関係になるのではないかなというふうなことをおっしゃいましたけれども、私は、もっともっと地域の中に出向いていただくと。言いかえれば、地区担当、自治会担当を決められてもいいのではないかなというふうに思うんです。その中で、お互いにキャッチボールをしていくと、そして、いろいろな意見交換をしていくと、このことが信頼関係の構築に大きな原動力になるのではないかなというふうに思っております。

長崎県長崎市で、選挙中に市長が銃弾に倒れるというふうなことがありました。

そこで、職員でありました田上富久さんが市長に立候補されました。見事に当選を果たされたわけでございますけれども、職員と市民との関係ということで、コラムといいますが、記事を発表されております。

市役所の仕事のほとんどの成果は市民生活の場に出る。例えば、人事課のように、内部管理的な部署の仕事でも、職員の異動先の部署の現場で成果が出るはず。成果が出ている現場を知ること、自分たちの仕事の方向性のずれを少なくすることができる。そのため、職員が市民と直接話をするのは最も大事な事だと思っている。市民と話をする、最初は、市役所に対する文句や苦情を言われたりすることが多いが、ふだんから市民とコミュニケーションを図り、市民の立場に立って話したり、考えるくせを身につけていけば、そのうち、普通に話せるようになってくると、こういったこともおっしゃってございまして、もっともっと、私は、地域の中に入っていただいて、住民の皆さんとコミュニケーションを図っていただくということが最も大事だろうというふうに思っております。

出前講座ということもあるわけですが、出前講座というのは、そのときだけで一過性に終わってしまうということなんです。そうではなしに、地域の方と何回か話をする、あるいは定期的に話をする、そして、お互いの信頼関係を構築するということが、私は、地域との信頼あるいは住民の皆さんとの信頼関係に大きく寄与するのではないかなというふうに思っております。

ちょっと2点目、取りとめのない話になりましたけれども、野田川庁舎のその移動先のことも含めてご答弁いただけたらと思います。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほど、1点目の、行革の目標をクリアする件でございますけれども、おっしゃったように、前へ向いて進む以外はございませんので、目標に向けて、やはりその場合も、先ほど、トップダウンあるいはボトムアップという話がございましたけれども、私の姿勢としては、やはりいろいろと住民の皆さんや、あるいは多くの方の思いを下から上げていく、ボトムアップしてくる。そして、その中のいろいろな問題を考え、そして、決断をしていくという、そういうやり方で進めていきたいと思っております。ですから、ボトムアップだけでもなしに、トップダウンだけでもなしに、やはりそこにお互いに理解をする一手間が大事なことだというふうに思っておりますので、そういう姿勢で進んでいきたいというふうに思っております。

それから、分庁舎の検証ということで、できるだけ早い時期に税務課をとということを申し上げました。今考えておりますのは、岩滝の本庁舎の1階部分、少し工夫をすれば入ると思えますし、とりわけ、本庁機能を備えております、会計、財政等がございますので、その中に税務課を入れていきたいというふうに考えております。ただ、人が異動したらいいだけではなく、機器類あるいは書類等もすべて移動しますので、その辺のところ、相当ちょっと工夫が必要かなというふうに思っておりますけれども、そういう形で進めていきたいというふうに思っております。

その後のことにつきましては、まだ思考段階でございますので、今お答えすることはできませんけれども、できるだけ早い時期に、そうした形で進めていきたいというふうに思っております。

そうしてきますと、住民と行政とのそうした中を取り持つという信頼関係がないと、これもできませんので、それらについても、それぞれの職員が今まで以上に住民の中に入っていきような、先ほどおっしゃったことも一つの方法ではないかというふうに考えておりますが、具体的にそれについて今どうするということは、一つの参考として一考させていただきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、その中に大切なことは、先ほどおっしゃいましたように、リーダーシップと、それから、職員の意識改革というふうに言われました。これは、職員との関係もそうですけれども、当然、住民の皆さんとの関係の中でも、そうした意識改革を進めていくということが大事だと思いますし、そうした役を担っていくのが、行政の職員だけではなく、やはりこの議場においてになる議会の皆さんは、議会と行政とは両輪ということも言われております。こうした厳しい状況の中だからこそ、やはり住民の皆さんの常にそばにおいてになる議員の皆さんも、そうした一翼をぜひ担っていただきたいというふうに考えております。

我々が話すより以上に、大勢の住民の方と接しておられる議員さん方でございますので、今の町の状態、または、町が行こうとしている方向性、また、総合計画の中身について等も、議員の皆さんにも、ぜひその任を担っていただきたいなというふうに考えております。

いずれにいたしましても、こうした厳しい状況の中で、それを乗り越えるためには、行政だけ、住民の皆さんだけ、あるいは議会だけというような、そんなことはもう言ってられない状況でございます。すべてが力を合わせて、この難局を乗り越えていかないと難しい。そのためには、何度も言いますように、ある程度の痛みも出てまいります。でも、その痛みはやはり突然ではなく、こういう形で、こういう方法で、こういう痛みがありますよということを、やっぱり理解し、納得してもらった上での痛みでないと、皆さん、なかなか受けとめていただけないというふうに

思いますし、そういう痛みに対して、できるだけ緩和できるような、そうした手だて、手当てというものも考えた施策を進めていかなければならないというふうに思っております。財政だけの問題でもないですし、理想だけでもいかない、そういう非常に難しい状況ですけれども、何とかそうしたことを、皆さんの力を借りて乗り越えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

議長（糸井満雄） 今田議員。

- 1 3 番（今田博文） 信頼関係、自助、共助、公助、このことを基本に据えておられるというふうに思いますが、公民館の件でも申し上げましたけれども、水道代、電気代、保険料、すべてまちが負担をすると、こういうことになっています。

それから、旧岩滝町が、防犯灯についてはすべてまちが負担をすると、こういうことで、新町にもそのことが引き継がれました。

それから、除雪機、これは野田川町で実施をされておったのではないかとこのように思うわけですが、例えば、除雪機の入らない狭い町道などに、歩行型のいわゆる除雪機を貸与して、その地域の方にお世話になって、その道路を除雪すると、こういうことで除雪機の貸与があるわけですが、私たちの地域にも、先月ですか、新しい除雪機を持ってきていただきました。その除雪機を貸与していただく、このことはいいわけです。そして、聞きましたら、運転する方を登録してくださいと。そして、その方の保険も入りますと。燃料も持ちますということだったんです。そりゃ保険までは、まちの機械ですから、まちが手当てをされてもいいんだと思うわけですが、燃料まで、ガソリンまでまちが手当てをしなければならないのかなというふうに思います。私は、地域の方とも話したんですが、皆さん、同じように、ガソリンまでも持つ必要はないのではないかなと。このことぐらいは自分たちでやれるというふうにも言っておられました。こういうことが、一つは、自助、自分たちでできることは自分たちでやると、こういうことになるのではないかなというふうに思っております。

全部まちが丸抱えをして、そうして、住民の方が、ちょっとこのことをしてくださいとおっしゃったら、いや、お金がない、財政がないからできないというふうなことをおっしゃいます。

こうして少しでも削減なりしていこうと思えば、こういう部分で、私は、かなり削減ができるのではないかなというふうに思うんです。そういうことが自助、共助、公助、自分たちでできることは自分たちです、このことにつながっていくのではないかな。そして、これが、いわゆる信頼関係のもとになる、こういうふうに思っておりますが、その点はどのように考えておられますか。

それから、移動町長室についてお伺いをしたわけですが、野田川や加悦で執務をする考えはないというふうな答弁をされたんですが、それは確かに岩滝で執務をされたらいいんだろというふうに思うんです。ですけれども、やはり加悦なり野田川をそれなりに見て回ると、監督するということは必要だろと思うんです。どれぐらいのペースで来ておられますか。もしも町長が忙しくてできないということであれば、当然、堀口副町長がその役目を果たされたらいいんだろというふうに思うんです。そこは、やはり月に何回かそうして支所を回られるというのは、当然あっていいことだろと思いますけれども、現在どういうふうにされておるか、お考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今、一つの例として、除雪機の件が出ておりましたけれども、この考え方は、全町的に雪が積雪しますと除雪車が出ます。そういう除雪車が入らないところについては、それぞれの地域でお世話になるということでございます。ですから、広い道に接している方々は、何らその地域は何もしなくても、きれいに道を開けてもらえるという、そういうこともあって、それらに対しては、手間はお世話にならんけれども、ほかのことについては町がだささせていただこうという、公平性といいますが、そうした意味でガソリンも持たせていただいております。

ですから、そうして、いや、ガソリン代も要らんと、自分たちでやるんだと言っていただく地区があれば、それはそれで非常にありがたいことだと思うんですけども、そうであるなら、そうしたことについて、今まで使っていたという、今まではないのかもわかりませんが、できるだけそうしたことが、ほかのところに入って来るのであれば、その地域の運営として、それらがほかのものに回せるような、そういう工夫をしていただけたらというふうに思いますけれども、基本は、このまちがこうしてたから、あそこのまちがどうだったからということではなしに、与謝野町全体を見た中で、どうすれば公平性が保てるかという点から、そういう施策を取り入れたということでございますので、そのようにご理解いただけたらというふうに思います。

それから、移動町長室についてはご理解いただけたかと思っておりますけれども、いろいろな決裁をしますのも、一々回っておりますと、やはり非常に時間的にも、あるいは効率的にもむだなところがあります。今は、急ぐような決裁につきましては、担当は早い便に乗せて持ってきたり、直接自分が持ってきたりして、そして決裁を済ませておりますけれども、できるだけ、業務ではなしに、それぞれの庁舎を回るということが大事なことだろうというふうに思っております。

月に何回かと言われますと、本庁におります日数も結構少ないもんですから、具体的に何日ということではできませんけれども、先ほども申し上げましたように、いろいろな会議をそれぞれの庁舎に振り分けたり、あるいはそれぞれのまちの施設を使ってやっておりますので、そうした意味では、ある程度満遍なく回らせていただいているのではないかとこのように思いますけれども、職員のそうした業務を見るということも大事な仕事だというふうに思いますので、私のできないときは、当然、副町長が出るというふうなことを、今までは意識せずにやっておりましたけれども、やはりある程度の意識を持った中で行動をとっていきたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） これで、今田博文議員の一般質問を終わります。

次に、10番、赤松孝一議員の一般質問を許します。

10番、赤松孝一議員。

10番（赤松孝一） それでは、一般質問をさせていただきます。

ことしももう残りわずかになりまして、大変慌しい年の瀬を迎えておるわけですが、特に、油、灯油、ガソリン等の値上げによりまして、特に、ことしの冬は厳しい年の瀬になるだろうなというふうな気がしていますし、ましてや、地域の経済は明るい兆しのないままに、大変寂しいなというふうな気分の中ではあります。

そういった中で、きのうの新聞でも出ていましたが、京丹后市の方では、10月までに34名

の方が自殺をされたというふうなニュースが載っていました。きのう、京丹後市へ問い合わせしますと、10月までは34名でしたが、11月末になりますと37名だというふうに、これは、もう全国的にいきましても、本当に驚異的な、倍以上の全国レベルから見ましても考えられないような数字であるというふうな論評もしてあります。

だけど、しかし、京丹後市におきましては、ことし、府内では一番早く、また、全国的にも先駆けて、多重債務相談支援室が開設をされたわけです。この施設は、京丹後市の市民ならずとも、ほかの遠い市外、また、県外からも踏めて、府外からも、既に160件の相談があったというふうに聞いております。先月の京都新聞には、『借金苦から脱出、命救われた』というような見出しで、相談者からの感謝の手紙が寄せられたとの報道もありました。やはり一人では解決できないことも、そういった、特に多重債務等の問題、やはりこういったことに自治体が対応したと、非常に大きな成果があらわれたというふうな半面、また、地元京丹後市では記録を更新されるというふうな、非常に皮肉な現象が起きているようであります。

そういった中で、やはりこの地域の経済の疲弊といったものが、また、昨今の格差社会と、いろいろな意味で原因はありますが、やはりこれにへこたれずに、やはり地域の私たち住んでいる住民がいかに活性化をするかということに傾注するかということが、今最も望まれている、多くの行政の仕事はたくさんありますが、中でも、とりわけこの部分に町民が大きな期待をしているんじゃないかと私は感じています。

そういった意味で、9月議会におきまして、町長に、地域活性化の打つ手はないのかというような質問をいたしました。町長の答弁は、冒頭、決め手はございませんと、打つ手はないというふうなことを答弁されまして、いろいろとお話されていましたが、やはり私は、打つ手がないとか、決め手がないとか言う以前に、やはりそういったところに本当に気がいっているのかと、打つ施策がないのではなしに、気がないのではないかとというふうに、まことに失礼ですが感じるわけでございます。やはり日本各地、いろいろな市町村が、もうこれは地域経済ではなしに、自治体の生き残り、先ほどの今田議員の質問の中にも出ていましたが、もう地域経済、町民、市民以前の、自治体が生き残るためには、どうしてもここでもう一段知恵を出し、汗を搾り、やはり地域の再生、もしくは、さらなる地域の活性化に向けて、もう首長みずからが率先垂範して、計画を練って、練って、そして、一步、一步活動をされています。

地域の特性はそれぞれ違います。同じこの山陰地方といっても、山陰地方の中でも、また、北近畿、北近畿の中でも、また、京都府下の中でも、そして、丹後と一くくりしても、丹後の中でも、もっと言えば、与謝野町の旧3町でも、・・になるところはたくさんあります。そういった微妙に違う中で、それぞれの地域の特性を生かしたやはりまちづくりを調整していただきたいと思えます。

そこで、今度、京丹後市のことばかり言う宣伝になるんですけども、京丹後市さんは、きょうの新聞によりますと、全国で20市町村が企業誘致に成功したということで、その20選に入られたというふうなめでたいニュースも載っていましたが、企業誘致をしてほしいとか、何をしてほしい、いろいろなことがあります。しかし、いずれにしましても、一度にそんな2億も3億も、ましてや、先ほど、4億という数字もありましたが、何億というような、町収入が一度にレベルアップするほどのことは生易しいことではございません。そういった中で、たとえ

100万でも、たとえ1,000万でもというふうな形で着実に前を見ていかなければ、もう何もないんだというふうなあきらめでは、私は、町民からの期待にこたえられないというふうに考えています。

そういった意味で、今回は、その中から、たとえ観光と言えども、私は、この地域の一つのいわゆる地域づくりに貢献できる要素は十分あるというふうに認識をしています。

先般、丹後地区の広域市町村圏事務組合の事業としてまちづくり研修会が開会をされました。町長も出席されていました。ふるさとづくり講演会でしたが、そのとき、講師として、3名の講師の一人の方が、出石の、皆様ご存じの、観光カリスマに選ばれました上坂卓雄さんが講演をされました。観光カリスマとは、皆様ご存じだと思うんですが、2002年から2005年にかけて、たくいまれな情熱と努力で、地域の観光資源を成功に導いた先駆者の方々を、政府が、内閣府、特に、国土交通省、農林水産省が観光カリスマとして認定をされた方々が100人、日本全国にあるということでありまして、その成功例を、私も本を買ったりしまして読んでみました。

基本的には、ほとんどの成功例のバックには、行政の全面的バックアップがあるといったことでもあります。しかし、決して、行政がバックアップしたから成功するとは限っていません。やはり一番の力は、その地域に住んでいる人々の情熱と努力が一番の力です。

ただ、観光カリスマに選ばれた方が、100選と書いてある、私が調べると、どうしても96人しかいないんですが、その方のうちの3割、31名の方が、いわゆる市町村長さんがほとんどです。30名の方はほとんど市町村長さんです。一部、総務課長さんとか教育長とかおられますが、ほとんど市町村長さんです。やはりこの町長さんという、いわゆる市長さんという、村長さんという首長さんには多くの裁量権が与えられています。したがって、そのまちの首長の姿勢が大きく左右するといったことが、もう現実にもそうあります。

特に、今回、与謝野町の総合計画の案の中にも、夢いっぱい計画がつづられています。特に、活性化対策の一つとして、観光交流人口というようなことも述べてありますので、その点は、私が心配しなくても、十分にそういった分野に対するご見識はお持ちだと思います。

そこで、まず、今の与謝野町の観光協会の活動状況と、これからどのように展開を、町長自身、期待されているのか、この点が1点。

それから、与謝野町の現在ある観光資源をどのように評価されているのか、二つ目。

そして、観光まちづくりに必要な取り組み、注意する点、これも総合計画の中にいろいろと書いてありますが、町長はどのように思っておられるのか。

それから、観光まちづくりなど、ビジョン、そういったものを策定をされるように、これも書いてありますが、実際に、どのような時点でこれをつくれるのか。

それから、やはり住民主導の観光施策についての施策をお持ちでしょうかと。

大きく分けて、いずれも似通った質問ではありますが、私なりに分類しまして、五つの質問をさせていただきます。

私は、やはり全国の成功例を見ましても、観光という名のもとに、そこに住んでいる人たちがうれしくなる、いわゆる町長よくおっしゃる、持続可能な、一時的によその人から見てもらうのではなく、やはりそこに住んでいる人たちが楽しくなるような、基本的には、観光といったも

のを通したまちづくり、そして、それが地域の経済活性化にも結びつくといったものであろうというふうに考えています。

町長のご意見を、答弁を賜りたく、第1回目の質問を終わります。

議 長(糸井満雄) ただいま、質問中ではございますけれども、質問と答弁を留保しまして、ここで一たん休憩をしたいと思います。

休憩後、直ちに、町長の答弁を求めていきたいと思っておりますので、一たんここで休憩させていただきます。

45分まで休憩いたします。

(休憩 午前10時30分)

(再開 午前10時45分)

議 長(糸井満雄) それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

町長の答弁を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 赤松議員のご質問でございます、観光まちづくりについてお答えいたします。

まず、与謝野町観光協会の活動状況でございますが、主に、観光情報の発信など、広報、宣伝活動を中心に事業計画を立てられており、統合したばかりの観光協会の組織そのものを強化する取り組みや、広域連携、組織への参画、あるいは町内の各種行祭事に対する協賛や人的支援などを積極的に展開されており、指定管理者としても、旧加悦鉄道、加悦駅舎を適正に管理いただいていると、担当課から報告を受けております。

具体的には、観光協会のホームページの立ち上げ、新聞折り込みなどによるイベント情報の発信や、丹後広域観光推進協議会が行う誘客事業や情報発信事業などへの積極的な参画、レンタサイクル事業や与謝野町観光フォトコンテスト事業の実施、組織強化の取り組みとしては、8月に、町内の観光関連団体、企業等の相互の連携を深めることを目的にした観光文化施設情報交換会の開催や、観光ガイドでございます与謝野町語り部の会を、岩滝や野田川地域に広めるための取り組みなどを展開されておられます。なお、合併後間もない状況から、4月から、毎月のように理事会を開催され、旧町の観光協会が取り組んでこられた事業や方向性などを、その都度、確認市ながら、平成20年度の事業展開を視野に入れた検討が進められているというふうに伺っております。

次に、2点目の、与謝野町の観光資源の評価につきましては、今さら申し上げるまでもございませんが、旧町から、非常にすばらしい自然や景観、歴史、文化的観光資源、さまざまな観光文化施設を引き継ぎました。数多くありますこれらの観光資源、これらは十分に観光資源として活用し得るものというふうに考えております。

あわせて、ことしには、大江山連峰や大内峠、一字観公園などのエリアが丹後天橋立大江山国定公園に新規指定されましたことに伴い、今後は、丹後地域に対する観光客からの注目や観光気運も高まっていくことが予想されます。

このような状況から、町といたしましては、引き続き、隣接市町との連携を密にし、協力しながら観光振興を図っていかねばならないというふうに考えております。

次に、3点目の、観光まちづくりに必要な取り組みでございますが、やはり町民の観光に対す

る意識の高揚が不可欠であるというふうに考えており、今後は、与謝野町観光協会を初め各種観光団体が、地域住民を巻き込んだ事業の展開をしていただくことを期待しており、町としまして、学習会や講演会の開催などには、観光業に関係のない方も積極的に参加していただける、そうした環境整備を進めていきたいというふうに考えております。

次に、4点目の、観光まちづくり計画の策定でございますが、今年度の総合計画の策定を受け、平成20年度において、本庁の観光振興計画ともなります観光振興ビジョンを策定することとしております。近々、策定準備委員会を設置して、各種観光関係団体や観光事業者から意見を拝聴しながら、策定に向けての準備作業を進めることといたしております。

最後に、住民主導の観光施策の所見でございますが、やはり民間活力である与謝野町観光協会が中心となって、地域住民を巻き込みながら、観光振興を進めていかなければならないというふうに考えております。このためには、可能な限りの支援をしてまいりたいというふうに考えており、また、観光協会以外の関連団体に対しましても、必要に応じて観光振興事業費補助金などの制度を活用して、支援をしてまいりたいというふうに考えております。

以上で、赤松議員への答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） ただいま、町長から答弁をいただきましたが、まず、観光協会のことにつきまして、今の町長の答弁をまともにもとめますか、額面どおり受けますと、非常に大変一生懸命と申しますか、幅広いお仕事をされているということがわかるわけですが、現実には、大変困っておられると申しますか、嘆いておられると申しますか、私も、先日、事務局長さんにお時間をいただきましたしてお話をしてきました。

そういった中で、今、町長がおっしゃったようなことに向けて、大変努力をされていることは事実であります。本当に、正味、あそこ、指定管理者で、お二人の方が順番に管理されているわけですが、現実には、局長一人が一生懸命頑張っておられるという形で、今、町長がおっしゃったようなこと、これ皆したいことであるというふうにおっしゃっていました。現実にはほとんど中途半端なことになっちゃうんだと、現実にできないんだと、たった二人で。

それで、今の現状を聞きましたら、どのような運営費が捻出されているのかと聞きましたら、行政からの支援が、ことしは初年度だから、ちょっと40万円ほどいただいたと。あとは、指定管理者の管理費が年間二百数十万円あると。この中で運営をされているようでありますし、ことしの春に合併したところですから、今、会員数は約260名もおられるということですが、現実に、会費の徴収もまだ、きょう現在、60%ぐらいしか収納できていないと、この程度の意識なんだというふうな状況で、局長さんはもう非常に前向きな方で、何とかやりたいというふうなことを、一生懸命いろいろなおっしゃっていました。また、当町の観光資源につきましてもお尋ねしますと、もう非常に超一級品が全国的にもあると。非常に、まあ言ったら、宝の持ちぐされになっている状況ではないかなというふうには私はこれは感じたんです。それで、私も、いまいちど、町内の観光資源を、局長さんに、観光マップはできてるんですかと聞きましたら、ホームページを見てくださいということで、ホームページ見まして、確かに観光マップはできていますけれども、本当にあの観光マップに載り切らないぐらいたくさんの一級品の観光資源が眠っているわけです。

それで、これを、先ほど、町長もおっしゃったように大江山国定公園に今度認定されました。それから、これは、きのう、おとついでから、いろんな議員さんが、たまたま偶然ですけれども、ちりめん街道の件やら、また、阿蘇シーサイドパークの件、いろいろと観光施設関連のことのご質問ありましたが、大江山の憩い広場の件もありましたが、そういったものが、じゃあ、だれがこれを本当に立ち上げていくのかと、だれがここに手を入れていくのかということになりますと、今の観光協会の会員さんは、確か二百数十名あるようすけれども、現実に日々仕事されているのは一人ないし二人と。現実として仕事できないわけですね、これ、あそこ、留守番せんなんわけですから。だから、一日交代に出勤されて、その休みの日に外を回っているんだと、局長さんは、というふうにおっしゃっていました。

だから、あそこでも、月に200人くらいお見えになるそうです、この旧加悦駅舎の中でも。そのようにして、やはりこの部分が、どうも私は、もっと言えば、今も町長の答弁で聞いていますと、できる限りの支援をしたいと。それから、観光協会を中心にご答弁でありましたが、余りにも観光協会の実態を把握されてないんちゃうかなと。やはり、例えば、宮津市などは観光協会に職員派遣してますわね。やはりそういった、人、物、金であります、やはりお金というものは限界がありますけれども、人だってお金がついて回るわけですが、そういった人を、やっぱりキーパーソンを、前回は言いましたけれども、育てないと、お任せだけでは、そして、ここで、確かに、町長のお話を聞きましたら、非常にたくさんの仕事をされて、大変だなと、こんなすばらしいんだと。実際は全く違うわけなんです。だから、やはり町から出向させてでも、職員を、本当にその観光のキーパーソンを育てると。そして、将来、観光カリスマに選ばれるような人材をつくると。それが、私は、やはり一番の近道だと思うんです。専任だけではできません、この仕事は。

だから、たとえ、今、商工観光課に何名の職員がおられるのか、その人たちが、どれだけの方々がいわゆる観光協会に携わっておられるのか、私はよく把握はしていませんけれども、私が調べた範囲では、やはりもっともっと町として、この観光といったものに対しても取り組みをしていただきたいというふうに思います。

この観光資源が、特に超一級品、大江山も一級品ですね、SL広場も、マニアから見たら超一級品だそうです。町長も、ことし一緒に行きましたけれども、ツバキの、あれでも、あちらへ行っても、もうほとんどの方が加悦の千年椿さんですか言うて、皆さんもう知ってますわね。やっぱりああいったものも一級品です。

それから、僕、知りませんでしたけれども、句碑めぐりがあるんですね、文人墨客の足跡やとか、やはり蕪村、礼巖、鉄幹、晶子、高浜虚子、そういった文人墨客お足跡が句碑として、歌碑としてやはりあると。これもやはり大きな文化的遺産であると思います。

そういったところから、この間のお話じゃないんですけれども、食べる、見る、遊ぶというお話ありましたが、やはり食生活も、決して、私たちの地域の食生活が、よそからのお客さんに対して、ホスピタリティー、十分おもてなしの心はあると、郷土料理もあると、いろいろなものがそろっています。ただ、それが活かされていないというのが現状だと思うんです。

したがって、私は、谷口議員も、いわゆるこれをマネジメントする人が欲しいというふうな質問をされていましたが、実際に、これは、やっぱり町がもうこれだけの、たかだか107キ

口平米の中にこれだけの資源が埋まっている地域はめったにないと思います。

例えば、大概の場所で、最初は、うちのまちは何もないというのが多いんです。ただ、あってもわからないだけであって。だから、あれは何区でしたか、四国の二見町、あそこなどは、何もない、何もない言うんだったら、うちのまちは夕日がきれいだなということをパッと思いついた人が、日本の中で夕日のきれいなまちを皆見てもらってきて、北海道からずっと九州まで。どこへ行ってもうちが一番きれい、自信持って、夕日のまちというので売り出したら、今、観光人ゼ口のまちが、今、年間、55万人のまちです、夕日のまちだけで。

だから、そういうふうに、やはり、私は、これだけの観光資源がありながら生かされていない、埋もれている、これに対して、行政のスポットをもっともっと当てていただきたい、観光協会にも職員を派遣していただきたい、仮に職員配置が無理なら、商工観光会の中で、その専門家が欲しいと思います。

いかがでしょうか、ご答弁願います。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今、赤松議員さんがおっしゃったように、確かに、この与謝野町、まだまだ隠れたすばらしい宝物がいっぱいありますし、隠れていなくても、超一級の大風呂遺跡の釧等もございいます。そうしたものをどう生かしていけば、このまちが観光として皆さんの目からやはり見ていただけるか、きのうありましたちりめん街道もそうですし、そこにはいろいろと人がかかわっております。

それらのことも含めて、現状の中では、このままではという思いから、新しい観光まちづくり計画を作成しようという、その準備に入っているところでございますので、いろいろなご意見もありませんし、観光協会をどう生かしていくか、また、町のそうした埋もれた施設をどうリンクさせていくか。また、これは、我がまちだけではなく、近隣のまちとの連携も必要になってくる部分もありますし、その今準備段階といいますが、丹キャンあたりでも、東京まで出かけていってしたりしておりますし、史跡整備市町村協議会に何回も行かせていただくのは、やはりほかのまちのそうした史跡を生かしたまちづくりをしておられる、単体ではなく、今後は、そういうものを相対的に売り出していくというか、住民の人たちの誇りを発信していくということが大事だというふうに思いますので、それらを含めた中で、新しいまちづくりの観光ビジョンを立てた中で、具現化していくような段取りに進めていきたいと思っております。

そのためには、観光協会のご意見等も十分お聞きする必要がありますし、地元の住民の方たちの、ほかの団体のご意見も聞く必要があると思っておりますし、それらを進めていく上での今準備段階だというふうにご理解を賜りたいなというふうに思います。

時々、ここの議会がありましたときでも、思わぬときに、京都の方から、あそこの観光協会の前までは来ませんけれども、道の駅から歩いて、大勢の人が見にこられていたこともございますし、その方々のお話を聞きますと、割合、京阪神から近いですから、近いところこういったところがあるなどというのを初めて知ったということで、ほかの方にもお知らせしようなどという、うれしいようなそうしたことをおっしゃってましたので、おっしゃるように、まだまだ生かせるものはあると思っておりますので、それらについても、私自身も、このまちを売っていくと言ったらおかしいですけれども、PRしていくことも必要かというふうな思いから、つれづれ日記の中でも、

このまちのよさを少しでも紹介しようというような思いで、あの日記もつけておりますので、そうしたことで、お互いに力を合わせて頑張っていきたいというふうに考えております。

また、いろいろなご意見やご提案がございましたら、お聞かせいただきたいと思います。

議長（糸井満雄） 赤松議員。

- 10番（赤松孝一） そこで、一つこれ提案なんです、与謝野江山文庫、ことしも第12回の俳句大賞が11月に決まりましたわね。やはりこれ見てみますと、461名の応募総数、1,383句というふうな、大変もうこれ、本当に九州から日本全国（「絵画の」の声あり）いやいや、江山文庫の俳句大賞が、いわゆる江山文庫の俳句に応募されたのが、全国から461名の方が、1,383句応募されているわけです。この応募された方の住所を見ましたら、全国津々浦々です。ね。（「外国からもあった」の声あり）外国からもあったですか、これはちょっと載ってませんので、外国は知りませんが、国内は全部、外国はちょっとこれ載ってませんが、外人の名前は、

そんなので、例えば、これだけの方々が、いわゆるマニアと言え失礼ですが、そういった方がおられるという中で、例えば、今、高校生の俳句の甲子園が松山市がやっています。あそこへ、年に一遍、甲子園大会で、あそこで俳句大会やっています。いろいろなそういったことを、例えば、いわゆる文人墨客のまちとしての文化の薫りというところから、仮に、まず、どこから切り口を持っていくんだと言った場合に、そういったところからいけば、例えば、これは送ってこられるだけですけれども、例えば、大江山で何月何日に俳句の句会を催しますと。好きな方は来られますわね。400名は来られなくても、200名、300名は来られるかもしれません。それが千年椿のまつりの日がいいかもしれません。ひまわりのときがいいのかもしれません。また、大名行列かも知れませんが、定期的に、毎年そういった、あそこは、まあ言うたら登竜門ですよ、俳句の。全国からマニアが来ますよというふうな句会を催せば、これはやはり、例えば、おもてなしとして、丹後ちりめんもあるでしょうし、また、お茶会もあるでしょうし、いろいろな意味で日本文化が楽しめる。特に、五一五は、私は、外国からあったか知りませんが、外国でもひそかなブームらしいですわね。この、いわゆる五一五の中に、また、五一五七七の中にこのうたを詠むということは、

だから、そういった意味で、でき得れば、そういったところから切り込んでいければ、そうそんなにいわゆるお金はかからない。そして、与謝野町と言え俳句のまちだと、短歌のまちだと。そういうものが定着していけば、そこへ、毎年決まって、1年に300人や500人の方がお見えになると。また、その方の家族とかがお見えになる、また、その方のお孫さんがお見えになるというふうなリピーターができてくると思うんです。ですから、そういった、余りお金のかからないところからでも、一つの切り口を見つけていけば、そこからヒントがあって、どんどんどんどんと広がっていくと思うんです。何もしないと、いつまでもできませんので。私は、一番お金がかからなくて、知恵を絞ってできる範囲は、この与謝野礼蔵、鉄幹、寛、寛は一緒ですけども、高浜虚子、そういった文人墨客から、また、岩滝町の山田さんの関係で、非常に岩滝にもいろいろなそういったものがございいます。

そういう意味で、やはりこの丹後の地が、いわゆる文人墨客の足跡もあるわけですから、その辺から切り込んでいくことも一つの切り口ではないかなというふうに提案をさせていただきます。

以上でございます。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） この江山文庫の俳句大賞の日も、全国からお越しいただいて、そして、その中で、先生の指導を受けながら俳句をつくったりということもされておりますので、思わぬところから、遠いところからも、この俳句大賞の日には来ていただいているということです。

いろいろな意味で、そうしたまちづくりができないかなということで、国民の文化祭にも、与謝野町は俳句でということを手を挙げております。しかし、俳句というのは、全国いろいろ、先ほどおっしゃったように、それぞれ取り組んでおられるところがありますので、できるかどうかはわかりませんが、町としてもそういう方向でも進めていきたいなということでやっております。

今おっしゃったように、いろいろなそういう機会をふやしていくということも大事なこともわかりませんが、そのためには、いろいろと先者になっていただく先生方も、大変有名な方が江山文庫のあれにもなっていたりしておりますので、そうした方々のネームバリューでもって、多くの方々が応募していただいているんだと思いますし、このご縁、つながりを大事にした形で、これも一つの与謝野町を売る、PRする、よさを知っていただく大きなイベントとしてとらえて、今後もういきたいと思いますし、そうした機会も考えていきたいというふうに思います。

10 番（赤松孝一） ありがとうございます。

終わります。

議 長（糸井満雄） これで、赤松孝一議員の一般質問を終わります。

次に、1番、野村生八議員の一般質問を許します。

1番、野村生八議員。

1 番（野村生八） 私は、通告に基づきまして、地域経済の再生について町長に質問をいたします。

21世紀を向かえ、はや7年が過ぎました。経済、政治、文化、あらゆる分野で、20世紀型のやり方が行き詰まり、大変革が始まっています。しかし、日本の多くの地域経済、地場産業、そして、地域社会は新しい道を見出し得ていないと言われてしています。

当町では、持続可能なまちづくり、ソフトよりハード、福祉のまちづくりなど、新たなまちの方向性は打ち出されていますが、その仕組みづくりなど課題は多く残されており、新しい与謝野町の総合計画が、その出発点として今後取り組まれていく、こういうことになっています。

一方、大企業は、バブル期を超える過去最高の利潤を上げていますが、ほとんど、地域の経済、地域経済は、回復どころか、引き続き低下をしており、この地域も、自殺者が、京丹後市のことが述べられましたが、宮津署所管内でも昨年の二倍のペースで発生をしている。そして、この丹後地域だけではなくて、京都の南の方でも、同じような状況が生まれています。つまり、全国の地域が、今、疲弊をし続けている、こういう状況になっているのではないのでしょうか。

なぜ地域経済がこのような混迷をしているのか。私は、多くが国の政策に原因があるのではないかと考えています。

大きく六つの視点で指摘をまずしておきたいと思います。

まず、地域格差を広げてきたという、ここに国の政策の大きな原因があります。以前は、国の均等な発展ということが政策の目標でありました。ところが、今はそれを放棄して、格差を是正していく、さらには、格差の拡大を政治が進めている、こういうことがあると思います。

二つ目には、国が地域経済の振興を放棄した中で、それにかわって、地域政策を打ち出すべき地方自治体が財政難に追い込まれているという、こういう状況です。リゾート開発をどんどん押し進めて、地方に借金をさせながら、その破綻で財政が困難になる。そして、一方では、補助金の削減あるいは交付税化、さらには交付税減額、こういうことによって、国の政策によって地方自治体を財政難に追い込み、地方自治体が、地域産業を守るためのしっかりとした施策をとるのが困難な状況に追い込まれていることがあると思います。

三つ目には、経済のグローバル化は、当然、資本主義の発展とともに進んでいきます。しかし、同時に、ローカル化、市域化も進んできています。ところが、国は、海外進出を応援するばかり、グローバル化ばかりに力を注いで、地域の地場産業、中小業者を中心とした地域産業政策をとらなかつた、これも大きな原因ではないかと思えます。

四つ目には、先ほど言いました、国土の均衡ある発展の支えになってきた一つに公共事業があります。この公共事業も、地方から東京一極に変更されて、地方の公共事業が減らされ、東京ではバブル期のような開発が行われている。地方でできる、生活に密着した公共事業は減らして、そして、大型開発は引き続き行い、地域の建設事業が、仕事が減っていく、こういう建設業者も深刻な状況に追い込まれている。このこともあると思います。

五つ目には、古くは臨調行革路線、そして、今は構造改革路線によって、市場の小さい地域からはどんどん事業所を減らしていく。その結果、例えば、NTTの窓口や関電だったり、農協だったり銀行だったり、そして、今、役場についても、合併しても、しなくても職員は減らしなさい。国から大きな力で迫ってきている。今後も、郵便局は、既に住民サービスの低下が始まっていますが、人口の少ないところは、まず、郵便局そのものがなくなっていく危険があります。さらに深刻なのは、病院も地域からなくならざるを得ない。今の国の政策ではそうならざるを得ない。舞鶴では、四つあった病院を一つにして、何とか医療を残していこう、こういうことが言われています。兵庫県の北部地域も同じような状況。人口の少ないところからは病院もなくされていく。こういう国の構造改革路線、ここにも、地域から仕事を奪う、雇用を減らす大きな原因があります。

最後、六つ目には、住民負担をどんどん増やしてきた。特に、この間の国の政策も、地域の消費能力を奪ってきたと、これが地域の経済を疲弊させてきた原因の一つにあるのではないのでしょうか。税金や介護保険料、利用料、障害者にも、自立支援法で1割負担、医療費もどんどん上げられます。そして、医療費について言えば、先ほど言いましたように、都市部では高機能の病院が進められながら、地域では病院がなくなっていく。そして、地域に住んでいて、医療費がたくさん使われない。そういう方からも、同じように医療費を負担されようとする後期高齢者医療制度。こういうことが、一層、この地域の消費能力を奪って、地域経済をさらに今後も疲弊させていく大きな原因になっていくのではないか、このように思っています。

こういう国の政策とともに、人口減少や、そして高齢化、当然、こういう資本主義の発展過程の一つとしての地域経済の困難さもあります。

人口の減少については、今や30を超える都道府県が人口減少地域、国全体が減少地域ということですので、いわゆる田舎だけの問題ではなくなるつつあるという深刻な状況にあります。

こういう状況の中で、この地域の地域経済をどう守っていくのか、再生させていくのか、この

ことが課題になっているわけですから、大変な課題であることは間違いありません。

そこで、きょうは、新しい与謝野町の総合計画、この中に示されている、盛り込まれている産業への取り組み、与謝野町の地域経済再生の取り組みについてお聞きをいたします。

もちろん、地域産業や経済は役場だけでできるものではありません。事業者や、そして、やはりここでも住民が主体で、住民の力が発揮されているまちでこそ、地域の経済も元気になっていく、こういうことが、やはりどこでも見られるのではないのでしょうか。

そういう意味では、単に地域経済は、産業という問題だけではなくて、今やまちづくりと一体のものとしてとらえられて、そして打ち出していくことが求められているのではないのでしょうか。

さて、この地域産業政策を考えると、私が大事だと思うのは次のようなことがあります。

地域の産業政策と言いますと、一般的にはすべての産業、そして、すべての分野にわたった、あるいはいろいろな問題について、すべての問題をどうするかという、これが地域産業政策というふうにとらえられがちです。まして、現在はそういう形で組み立てる、こういう場合も多くあります。しかし、本来、地域産業政策というのは、特定の産業を対象として、振興、保護、育成を図る、ここが基本になっているのが地域産業政策であるというふうに思っています。

ですから、厳密な意味で、産業政策と中小企業支援策というのは異なるというふうになるというふうに思います。産業政策は、特定の産業を対象にした政策ですから、地域にとってその産業を育成することがなぜ必要なのか、どういう意味があるのか、このことを明確にする必要があると思います。

また、中小企業振興策はすべての中小企業を支援し、地域経済を元気にする取り組みです。この点でも、以前は、中小企業基本法では、地方公共団体は、国の施策に準じて施策を行う、こういうふうになっていました。つまり、地域の役場は、国の中小企業施策の範囲内で、メニューの中で取り組みをする。決めるのは国が決めて、その中で、この地域にどう当てはめられるのかという、こういう国を見て仕事をするというのが以前のやり方です。これが新しい中小企業支援法で、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域に応じた施策を実施する責務を有する。地方自治体に、こういう国と役割分担をして、独自にその地域にあった地域政策に取り組みなさい、こういうことになったわけです。だから、以前からそうだったわけではないわけですから、役場は、以前は、自分のところで地域政策を持つ必要がないというよりも、持たずに仕事をするというのが当たり前だったわけですから、なかなか役場の中で、こういう地域政策を担当できる、そして、政策を立案できる人材が育っていないと、このようにも言われています。こういう地域産業政策を担う人材をどう育てるのか、これが今大きな課題になっている。私もそのように思っています。

そして、地域の経済や産業を、今、振興すべきというふうになってきたこの地方自治体で、財政的に困難に追い込まれている中で、地域の資源をいかに有効に活用して産業振興を進めるか、こういう視点も大事だというふうに思います。

また、地域産業は、地域経済のみならず、地域社会の将来にもかかわっていくわけで、地域経済の再生だけでなく、地域社会のさまざまな課題を解決していく、そういう立場と一体のものとして地域産業政策を打ち出していく、このことが必要だというふうに思っています。

ですから、地域産業政策は、今までの発想にとらわれる、こういうことではなくて、新しい

21世紀の、新しいまちづくりにふさわしい、そういう柔軟な形で取り組んでいく必要があるのではないのでしょうか。

それらのことを基本として、私は、総合計画の内容をお聞きするとともに、四つのことにかかわって質問をさせていただきます。

まず、先ほど言いましたように、戦略としての産業振興政策、これについて、どういうふうに取り組んだらいいのかということです。総合計画でも、こういう計画をつくるということになっています。私は、こういうときに、与謝野町の地域経済をどう再生するか、どの産業を育てることが、この地域の地域経済全体にとって必要かを、まず明確にしていく、このことが大事なことではないかと思っています。

その上で、やはり国の政策に基づくだけで地域経済政策を進めるのではなくてきたことはもちろんなんですが、そうかといって、国が取り組んでいる、あるいはやろうとしている、あるいはつくっているいろいろな制度、施策、これをうまく生かしていく、このことは大変大事だというふうに思っています。

そういう点で、その一つとして、例えば、改正地域雇用開発促進法に基づいて、地域の雇用をふやしていこうということが進められてきています。例えば、このことを生かして、戦略的にどの産業を育てることに役立てていくか、こういうことが地域産業振興計画の中にやはり盛り込む必要があるのではないのでしょうか。

そういう点では、その一つに、この地域の産業は、当然、織物業がやはり大きな比重を占め、大切な産業です。そして、そこには、いろいろな技術があり、人材があります。それをどう生かしていくのか。総合計画でも、総合化を目指すというふうになっています。そうしますと、こういう面で考えたときに、例えば、総合化を進めるためには、やはりデザイン力をこの地域でどう育てるのか、こういうことが戦略として必要ではないのでしょうか。そのために、この促進法を生かして、デザインをする事業所をこの地域で育てていく、あるいは都会から誘致してくると、こういう戦略を立てることが必要ではないかなというふうに思います。

また、情報力を育てることも必要だと思います。きのうですか、言われていましたが、確かに、小林議員が言われていましたら、役場の持っている情報に関する予算は大きなものがあり、これが地域に活かされていけば、この地域で情報力も育っていく、そういう事業所も育っていく可能性がありますし、そういうものとリンクして、この促進法を生かして、情報力を担うような企業を生み出していく。このことも、例えば位置づける必要があるのではないか。あるいは観光産業も大変大事な課題であります。戦略として位置づける必要があります。これについては、赤松議員が先ほど述べられましたし、今回は取り上げませんが、このように、この地域をどう見て、そして、どう分析して、どう戦略をつくるか、このことは大切であり、それを国の政策、府の政策、そして、この地域の資源、さまざまなものを検討して、ぜひ実効性のある計画としてつくり上げていただきたい、このように思っていますが、この点についてのお考えをお聞きします。

そして、もう一つの、すべての業者を対象にした中小企業支援策、これをどう進めるのか、これも大事な課題です。一つの分野だけが育てばいいということではなくて、それが波及するまでの間、なかなか時間もかかります。今は待てない、こういう中小業者をどう支援するのか。こういう点では、まず、中小企業振興条例、こういうことをしっかりと論議をしてつくっていく。全

国的にもこれが広がってきています。ただ単に、その場、その場で変わっていくのではなくて、しっかりとした、将来的に、継続的に進めていくその土台となる条例を打ち立てる、ここから始めることが必要ではないかなというふうに思っています。

これについてのお考えをお聞きします。

次に、公共事業についてお聞きします。

先ほど言いましたように、地域の産業を支えるその一つとして、公共事業は大きな役割を担っていますが、この地域でも、そして、京都府でも、この公共事業の総額がどんどん減ってくる。したがって、限られたその事業費を地元の業者にどれだけ多く発注することができるか。役場としてはこういう手だてが必要だろうというふうに思います。

京都府では、一般競争入札に切りかわりまして、ちょっとした仕事でも県外からとりにくるとい、こういうことが発生しているというふうに聞いています。予算が、発注する額が減ってくる、さらに、県外の業者に仕事が流れていけば大変な事態になっていく。今、建設業は本当に深刻な状況になっています。

こういう中で、公正な契約と健全な発注、そして、もう一つ大事なのが、適正な下請体制、こうことが行政の仕事としては必要ではないかと思えます。この適正な下請体制の支えになるのが公契約条例と言われている取り組みです。これも、全国的に活発に取り組みられるようになってきました。

この公契約条例についてのお考えをお聞きします。

もう一つは、小規模入札制度についてですが、本庁の入札資格を得るために、登録されている中でも、事業費が少ない対象の人にとっては、その登録するために必要な経費の方がふえてしまう。登録する効果がないと言いますか、負担が大きい、こういう話も聞きます。したがって、やはりいかに業者の負担を減らして、地元業者に仕事を発注できる体制をつくるかということは、まだまだ大きな課題が残っているのではないかと思っています。

さらに、それ以下の問題でこの小規模入札制度があるわけですが、全国的には20万から50万ぐらいの限度額で条例化がされています。そういう分野について、簡単に登録がされて、そして、公正に発注がされると、こういう制度として取り組むということになっていますので、これもぜひご検討いただきたいと思いますが、お考えをお聞きいたします。

これらのことをお聞きいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 野村議員ご質問の、地域経済の再生についての1点目、産業振興政策としての改正地域雇用開発促進法についてお答えいたします。

与謝野町総合計画の中で、産業振興等に地域経済については、伝統を生かした、未来にチャレンジする産業づくりという中で、農林業、商工業、織物業などの産業振興と雇用の拡大について記述がされています。

これまで、与謝野町で培ってまいりました伝統技術などのよいものを生かしながら、新しいものを取り入れていこうという、そうしたスタンスをベースにしておりますが、このことは、持続可能で、地域内発型、循環型の地域経済を目指す土台となるだけでなく、21世紀のまちづくり

の土台となるものというふうに考えております。

また、来年度より、2年間で策定を予定しております産業振興計画におきましては、持続可能で、地域内発型、循環型の地域経済の振興と、地域雇用の拡大を結びつけるという視点を大切にしたいというふうに考えておりますので、産業振興計画と整合性のある雇用創造計画もあわせて策定したいと考えているところでございます。

産業振興政策としての改正地域雇用開発促進法についてというご質問でございますが、ご承知のとおり、本年、雇用対策法及び地域雇用開発促進法が改正されました。今回の法改正では、求人募集の際の年齢制限の禁止や外国人労働者の適正な管理等の変更点もございますが、大きな改正の視点は、雇用情勢の地域差の是正ということでございまして、国の援助の区分となります地域指定が、これまでの4類型から、著しく雇用機会が不足している雇用開発促進地域と雇用機会が不足している自発雇用促進地域の二つに再編されました。この地域区分は、過去3年間の有効求人倍率等によって決められるものでございまして、与謝野町域を含む峰山公共職業安定所管内は、全国平均を少し下回っているということで、自発雇用促進地域に指定されました。

自発雇用促進地域内の市町が国の援助を受けるためには、地域雇用創造協議会を設立し、雇用創造事業計画を国に認めていただく必要がありますが、計画が認められますと、最大2億円という大きな金額の助成を受けることができるものの、計画が認められる条件も非常に厳しいものでございます。

条件の一つであります雇用創造協議会は既に設けておりますが、地域産業の重点分野の設定を行い、その産業に、具体的にどのような振興策を行えば、何人雇用ができるといった詳細な計画とする必要があります。また、全国で60カ所しか計画が認められておりませんので、他の市町に負けない計画をつくるということが必要でございます。

来年度から2年間で策定する産業振興計画や雇用創造計画を検討する中で、しっかりとご議論をいただくことはもちろんですが、雇用創造協議会の中にワーキングチームを設け、事業者の方などの意見を取り入れながら、地域雇用開発促進法に基づく援助が受けられるよう努めてまいりたいというふうに思っております。

なお、地域産業の活性化の一助としての即効性のある施策といたしましては、中小企業地域資源活用促進法が本年6月に施行されております。この法律は、市場調査や販路開拓等のノウハウの不足する地域の企業に対して、地域資源を活用した、生きがい市場をねらった新商品等の開発、事業化や、価値の向上の手法等を、計画段階から指導、支援するものでございます。

この制度を町内の企業が利用するためには、京都府が作成しました基本構想に、与謝野町の地域資源を具体的に登録していただく必要がございますので、与謝野町の農産・水産物資源として、大納言小豆やハーブなど16品目、鋳工業品及び鋳工業品の生産に係る技術として、丹後ちりめんや清酒など5品目、文化財、自然の風景地、温泉、その他の地域の観光資源として、岩滝温泉や滝の千年椿など10品目を登録し、町内事業者の方々に利用していただけるようにしたとこのことでございます。

6月に法施行がされましたが、11月に、各市町の資源登録が済んだところでございまして、まだ十分な周知ができていないというふうに思っておりますので、町内事業者の方々への広報に努めたいというふうに考えております。

次に、2点目の、公契約条例についてでございますが、この条例は、行政や公共機関が発注します公共事業において、安値ダンピング受注や、あるいは悪質なピンはね業者を規制し、公共サービスの維持・向上、地域中小企業の経営安定、地域経済の振興を目的として策定されるものでございまして、具体的に上げますと、公共事業を受注する事業所で働く労働者の賃金を適正に確保させることで、労働者の生活を守り、地域経済の活性化や景気回復につなげようといった内容になっております。

この背景には、全国的に問題となっている、公共工事における建設労働者に対する悪質なピンはねを排除することで、手抜き工事等を未然に防ぎ、結果として、公共サービスの質や安全性を向上させようという動きがあります。こういった流れの中で、行政がとるべき対応として、主に次の内容が掲げられております。

まず一つ目は、公共工事の入札等において、事業に従事する労働者の労務費を適正に確保するよう指導する。

そして、二つ目は、最低制限価格を設定することで安値ダンピング受注を防ぐ。

そして、三つ目は、現在の入札方式の主流を占めております、価格だけで決定する方式から総合評価方式への転換を図るというものでございます。

このうち、一つ目の、「公共工事の入札等で、事業に従事する労働者の労務費を適正に確保するよう指導すること」については、近年、労働基準監督署も厳しくチェックをしておりまして、各地方自治体も連携して取り組みを進めていくことが求められております。

続いて、二つ目の、「最低制限価格を設定することで、安値ダンピング受注を防ぐ」につきましましては、賃金原資の確保という観点から、できるだけ多くの請負契約に適用させることで、安値ダンピング受注を解消させるというねらいがあります。

そして、三つ目の、「総合評価方式への転換を図る」については、従来から、入札制度の主流を占めていた、価格だけを決定の基準とするものから、技術や地域振興、業者における男女共同参画や障害者の社会参加、環境や人権への配慮、さらに、賃金や労働条件等を取り入れたものにするすることで、地元中小企業の受注機会を拡大し、そこで働く労働者の賃金や労働条件の改善を進めるものでございます。

これらのうち、与謝野町で具体的な取り組みとしましては、最低制限価格の設定が上げられます。これは、入札時における安値ダンピング受注においては一定の効果があり、元請から下請へと続いていく劣悪な労働条件等の悪循環を防いでいるものと言えます。しかし、全国的に見ても、最低制限価格と同額、もしくは、ほぼ同額による受注という傾向は続いており、価格だけによる競争の結果の一途をたどるのみとなってきています。そうした意味では、価格だけの基準によらず、いろいろな評価項目により落札者を決定する総合評価方式へ転換を図ることは非常に有意義であるというふうに考えております。

与謝野町では、この総合評価方式はまだ導入しておりませんが、いろいろと問題もあり、引き続き研究を進めていくということにしており、指名委員会や事務局へは、常にさまざまな制度等の研究を進めるよう指示をしております。

与謝野町の現況といたしましては、まだ公契約条例を制定するまでには至っておりませんが、その考え方に基づき、安値ダンピング受注や悪質なピンはね業者を規制し、公共サービスの維

持・向上、地域中小企業の経営安定、地域経済の振興を図るためには、どのような取り組みが重要か、今後も、引き続き研究を進めていきたいというふうに存じます。

次に、3点目の、中小企業振興条例についてでございますが、総合計画の審議の中でも、新たに誘致する企業への援助政策だけでなく、既存町内企業の新増設への援助施策が必要ではないかとの意見も出されておりますし、地域内発型の産業振興を進める上で、既存企業を応援することも重要な政策であるというふうに思っております。

1点目のご質問にお答えいたしましたように、来年度から、産業振興計画の策定を進める予定でございます。この計画を策定する中では、中小企業地域活用促進法や地域雇用開発促進法など、国の施策を活用するだけでなく、町として、独自の既存町内企業が活性化するための援助政策も検討しなければならないというふうに思いますので、ご質問の趣旨に沿って検討させていただきたいというふうに思います。

次に、4点目の、小規模事業入札制度でございますが、この制度は、自治体が発注します少額かつ小規模な工事等で、比較的安易な契約を、その自治体の競争入札参加資格を有しない小規模事業者を登録し、それらの業者に限定して発注することで、受注機会の拡大を図り、地域経済の活性化につなげることを目的としているものでございます。

主な登録要件としましては、その自治体の競争入札参加資格を取得していないこと、それから、税金を滞納していないこと、常時、使用する従業員数が一定の人数以下であること、免許や許可を営業要件とする業種について、その許可等を受けていることなどが上げられます。

これらの登録要件については、この制度を導入する各自治体によってさまざまですが、主な要件としてはこれら四つの項目が上げられています。

また、この要件の中の一つである、当該自治体の競争入札参加資格を取得していないことについてですが、なぜ小規模事業所がこの資格を取得されないかということ、先ほど言われましたように、取得するために必要な書類として、事業所の経営状況を審査した結果通知書等が必要ですが、その審査申請手続に係る費用が高額であるため、その分の費用を払って、指名業者となったとしても、これら費やした経費を回収するほどの受注機会が得られるかどうか、不明なため、競争入札の参加資格を取得するメリットがないと判断されるケースが多いものと思われま

す。こういった観点から考えますと、この小規模事業入札制度というものは、それらの登録されない事業者にも受注機会の拡大を図ることができ、地域経済の活性化につながる制度であると言えます。

しかし、どの自治体においても言えることですが、この制度を導入し、業種ごとに名簿の作成や事業者の登録を行っても、その事業者への受注を必ずしも保証するものではないということを説明する必要があります。

与謝野町の例を挙げますと、土木一式と呼ばれる業種についてはAからDまでの四つのランクに分かれております。関係してまいりますのはこのDランクの部類になります。このDランクは、予定価格が130万円以下の案件を対象としているため、小規模事業入札制度の説明で触れました、少額かつ小規模な工事等で、比較的安易な契約と重なってしまうこととなります。つまり、与謝野町の指名競争入札参加資格を取得するために、一定の経費を費やし、事業所の経営状況を審査した結果通知書等を用意し、毎年、それらの書類を提出されている事業者と、そうでない事

業者が、同じ発注区分内に混在することになります。こういったことから、小規模事業入札制度を導入している自治体では、その制度に登録した事業者に対して、受注を必ずしも保証するものではないという説明をされていますが、この部分の線引きについても各自治体でさまざまであるため、今後も研究をしていかなければならないものというふうに思っております。

与謝野町では、今すぐにこの制度を導入するということではできませんが、より地域経済の活性化につながるような、公正で適正かつ透明な入札制度を模索していく考えでございます。

以上で、野村議員の質問に対するお答えとさせていただきます。

議長（糸井満雄） 野村議員

1 番（野村生八） 2回目の質問をいたします。

今、ご答弁の中で、中小企業振興活用促進法、こういうようなものも大いに利用していきたいということで、新たな計画の中で、全体的にこういうものを利用して、一刻も早く、やはりこういう形で与謝野町は、戦略としての産業振興、そして、一方では、中小企業支援に取り組む姿勢を明確にしていくということについては、厳しい財政の中でも、こういう財源を使ってということは、負担が少ない、こういうことが少ないわけですから、大いに研究していただいてやっていただきたいというふうに思っています。

再度、ちょっと確認も含めてお聞きしたいのは2点あります。

一つは、公共事業については、下請、孫請、ひ孫請という、こういう構造の中で、仕事を受けても利益が残らない。結局、だから、賃金もどんどん下げなければならないという問題についての歯どめですね、これについては、どのような可能性があるのか、もう一度、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、もう1点は、先ほど述べましたように、今後の地域経済政策あるいは中小企業支援、地域産業、あらゆる面で、こういう産業という問題が、どういうまちをつくるのかということに非常に深くかかわってくるということで、当町では、以前から、例えば、福祉産業という視点も持ちながらという取り組みが、当町といいますか、旧野田川町ではされてきました。そういう点では、ほかの分野も含めて、循環型と地域内発型とか、そういうふうな視点も述べられましたが、まちづくりと一体になったこの産業政策という点での取り組みが必要ではないかというふうに思っていますが、こういうことについて、つくられようとする計画の中でしっかりと位置づけられるお考えがあるのか、ないのか、この2点をお聞きしておきたいと思います。

それで、1回目に取り上げた以外にも、地域経済の再生には、やっぱり地域の資源を生かすということで、先ほど言われたほかにも、やっぱり農業や林業、この点についても、総合計画でもしっかりとした位置づけが産業としてされています。特に林業については、大間伐に新たにに取り組むということで、林業を産業としてもう一度取り組んでいくという、そういう方向性も打ち出されているというふうに思います。

また、福祉産業については、新たに大きな事業になってきましたし、雇用もふえたんですが、ここに来て、雇用がもう保証できないという深刻な事態になっています。これは、一つの今後の与謝野町の産業計画の戦略として、これをどうするのかということは非常に大事なことで、福祉の雇用がなくなると、これは大変なことになるのではないかと思うんです。産業的にも、そして福祉面でも、これは、産業の方の戦略としても必要ではないかなというふうに思っています。

それから、新しい社会にふさわしい、新しい事業の形態として、コミュニティービジネス、あるいは地域通貨、あるいは地域銀行、こういうことも始まっています。こういう問題についても、ぜひ計画の中で、これも戦略としてぜひ位置づけていただくことが必要ではないかなというふうに思っています。

最後に、役場の力をどう生かすかというのは、私も、地域産業振興再生には大変大事な課題だと思っています。昨今、特に、民間のノウハウを役場に取り入れる。いわゆる民間のノウハウが役場よりもすぐれているということが盛んに言われています。確かにその面もあります。しかし、反対に、役場にしかないノウハウというのがいっぱいあって、職員は高い能力を持っている。民間から見ればわからない、そういう能力をいっぱい持っている。そういう職員の知識あるいは人材、そして、役場の予算、これがどう地域に生かされるのか。このことは、人口の少ないまちになればなるほど、その地域の産業がどっち向かかということにも大きくかかわってきます。ですから、私も、先ほど言いましたように、人材というのは本当に大事な課題で、あちこち移転するという形ではなくて、こういう問題にしっかりと取り組んでいく人材を系統的に育てていくという視点も要ると思いますし、こういう役場の力、民間にはない力を地域にどんどん発揮していくという、こういう視点をぜひ求めておきたいというふうに思います。

これらの点も指摘をしながら、再度お聞きをして、私の一般質問を終わります。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 野村議員の2回目の質問にお答えいたします。

公共事業の下請の状況というのは、労働基準監督署の方で、やはりチェックが厳しくなっておりますので、なかなか前のように、孫請、そのまた下までというふうな、そうしたことがチェックされているというふうに思いますし、そうしたことについて、前は、どこまでだめだみたいなことを町でも考えたこともございましたけれども、今はそういう形にはなっておりません。また、これらについても、どういう状況かというのは、やはり町としても目を光らせていく必要があると思いますので、また、いろいろな情報を得る中で、是正がもしあれば、是正はさせていただきたいというふうに思っております。

それから、地域産業の中で、福祉も産業という考え方、先ほども出ていました、観光も一つの産業。ですから、既存のいろいろとあります産業をバックアップしながら、新しい産業に参入してくる、そうした企業に対しても、業者あるいは団体に対してもバックアップはしていきたいというふうに思っております。

福祉の面でもいろいろと参入していきたい、そうした動きもございますので、やはりそれらも、この町内での雇用の創出が図られると。一つの企業として考えれば、それも産業の振興の一助にもなるのではないかと思いますし、町としても、やはり住民の方たちが安心して暮らせるまちづくりの中で、福祉ということも大事なといいますが、一番中心に置くべき内容ではないかと思いますし、それらを支えるそうした業者、企業等に対する、そうした支援策も、一つの分野として考えてまいりたいというふうに思っております。

それから、最後に言われましたけれども、いろいろと地域にあります資源をどう生かしていくかというのが、この地域を活性化する中で大事なことですけれども、先ほど来言われておりますように、いろいろな人、人材を生かすということでもありますし、役場の職員もそうですけれど

も、まちの中の人を育てていくという、先ほどの視点も大事なことだと思いますし、そうした中で、町しかできない、そうしたノウハウもあるはずやと。そうした人材が育つように、今まで以上に職員に喚起を促す、そうしたいろいろな場面も持っていきたいというふうに思います。

役場の予算、大きな予算です。これが地域に還元されるということは、やはりそれが地域を盛り上げる大きな力になると思いますので、それらのことも考えた、そうした循環型の考え方というものも、また、町の中の内発型というものの、そうした振興につきましても、常に頭に置きながら進めてまいりたいというふうに考えております。

また、いろいろとご意見がありましたら、ご提案をいただけたらと思います。

以上で、野村議員の質問の答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） これで、野村生八議員の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩に入ります。

再開は1時30分でございますので、それまで昼食休憩をいたします。

それでは休憩します。

（休憩 午後0時00分）

（再開 午後1時30分）

議長（糸井満雄） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、引き続き、9番、井田義之議員の一般質問を許します。

9番、井田義之議員。

9番（井田義之） それでは、最後に質問をさせていただきます。あとしばらく、よろしくお願いたします。

過日、総合計画の案が配られました。その中でも、災害に強い安全なまち、治山治水と防災体制の強化というような文言も、先ほど見たら出ておりました。今回は、私も、その2点に絞って質問させていただきたいというふうに思います。

過日、私も、11月15日、17日、19日の三日間をかけて、3回場お世話になって、後援会の皆さんにお世話になりながら、議会報告会をさせていただきました。

その中で、先ほどから出ております、景気対策の問題が主でありましたけれども、防災についての話も出ました。防災といいましてもいろいろな防災があります。やはり、この間、町長が言われました水道もいろいろと安全なまちでしょうし、それから、環境の問題も、この間出ました交通の問題も、すべてが安全対策だろうと、安全・安心なまちであろうと思いますけれども、今回、私は、一応、そういう協働のまちづくりではできない、行政がどうしてもやっていたかなければならない安全対策について、野田川の問題と、それから、土砂災害の問題について質問をさせていただきたいというふうに思います。

これには、やはり金がかかるわけですが、財政問題については、本日は置いておきます。

耐震診断等も、小学校、中学校、終わりました。この後、補強対策をしていただかなければならないわけですが、私は、安全・安心の中で、公民館、幼保の件につきましても、できるだけ早いこと診断をしていただき、また、耐震構造をやっていただけたらなということもお願いをしております。

野田川改修につきましては、振り返ってみますと、昭和32年に小林町長が町長になられまし

て、それまで、特に、石川、下山田ですけれども、大雨のたびに水害がひどく、こんな状態をいつまで続けよっても、どないも仕方がないと。何とかしなければならぬということで、昭和38年に、野田川改修の調査費がつきまして、それから、39年から5ヵ年計画で、下流から掘削をしていくということで、上の方に上がってきました。

そういう改修が進んでおります中で、皆さんご存じのように、16年の10月20日の台風23号において、未改修の上流部分が堤防の決壊を起こし、あのような大惨事が起きたわけでありまして、また、この台風において、後ほど質問いたしますけれども、滝場とかいろいろなところも大きな災害を受けたわけでありまして、今回につきましては、そういうことを踏まえながら、野田川の今の改修の状況、野田川の本川並びに加悦奥川、それから、岩屋川、岩屋川は一定終わっているわけですが、なお上の方をやらなければならないという状態ですので、そういうことを踏まえて、進捗の状況と、それから、完成の予定年度はいつごろなのかということをお尋ねしたいというふうに思います。

というのは、この前提条件といたしましては、野田川改修を始めましたその38年ごろの話ですけれども、とりあえず、下流については掘削のみで上流に進むと。そして、上流まで進んで、完成した後、再度、野田川の下流については80センチの掘削をして、そして、河川としてしっかりとしたものに仕上げたいということで進められました。

ところが、今になると、下流の方については仮掘削のまま、堤防はできておりますけれども、仮掘削のまま。そして、上流については、香河川でもそうですけれども、今、川モデル事業としてしっかりと整備がされようとしております。また、岩屋川についても、護岸もしっかりされて進んでおります。滝川についてもそうですし、そういう状態の中で、上流に上流にと進んでおって、肝心の、上流が進めば進むほど、下流については・・・が出てくると。その下流の部分の工事が、当初の約束から40何年間たちながら、一切いつのめどなのかかわからないという状態でありまして、まず最初に、先ほど言いましたように、上流部分の完成の見通し、予定は何年ごろになりますかということ、まず1点、お尋ねしたいというふうに思います。

2番目に、今の野田川の管理状況をお聞きしたいというふうに思います。

これは、先ほど言いました報告会の中で、意見交換を主にやっておるわけですが、野田川の管理はどうなっておるんだと、まあ見てこいやということで、私も見にいかせていただきました。堂谷橋から兵衛門橋、そしてがが橋、亀山の新橋、ここをずっと見ておりますと柳の木が茂っております。雑草は当然です。そして、兵衛門橋から見る柳の大きさは一抱えあります。新橋を除いて、あとの堂谷橋、兵衛門橋、がが橋においては、欄干よりも柳の木が高く茂っております。そういう状態で本当に河川管理はできておるのかなと。

そして、雑草が生い茂る中で、ここにも書いておりますようにヌートリアが発生をしています。これは、いわゆるツツガムシの媒体というのか、ツツガムシを連れて歩く動物なんですけれども、これが、今は、野田川駅の裏の田んぼの方にも出まして、どう言うたらいいのか、稲株を根っこの方から食べて、1メートルから1メートル50ぐらいの円周の中で稲を全部食べてしまうというような状態で、ことしも野田川の駅裏で3ヵ所ほどはそういう状態になっておったということです。

このヌートリアの対策についてはどうされておるのかなと。雑草はなぜあのままの状態で置い

ておかれるのかなというようなことを疑問に思いながら、今の管理状況、それから、今後の管理状況をどうされるのかということ、2点目にお尋ねしたいというふうに思います。

そして、3番目には、堆積の土砂対策はどうなって、どういう計画で今後進めていただけるのでしょうか。

これにつきましても、過日、上山議員の方から、府庁への陳情の話がありましたけれども、野田川改修の予算として、大体5億から6億ぐらい毎年つけていただいております。この堆積土砂の対策については、これは、その予算の枠の外でいただけると。これは、町がしっかりした要望をすれば外の枠でいただけるということです。だから、このことについては、今回、私、要望はしておりませんが、この土砂対策はどういう状態でしょうか。そして、その土砂対策にあわせて、いわゆる先ほど言いました、上流部の河川がきれいになればなるほど、また、土地の開発が進めば進むほど、大雨のときには一気水が出てきます。この一気水を飲むだけの面積、流水断面があるのでしょうか。このことの測量はできておるのかどうか、その件についてもお尋ねしたいというふうに思います。

それから、最後に、残土処分場の件ですけれども、3月定例会の私の質問に対して、町長は、町内に適地があれば、府と協議をして、前向きに進めたいと。そして、私にも、いい場所があれば、また提案もお願いしたいと言われました。私は私なりに、旧3町の等高線の入った図面をいただいて、ここの場所が一番いいのではないですかということ提案いたしております。これはやはり緊急性があるというふうに私感じておりますので、提案をいたしております。

この件について、どのような格好で今後進められようとしておるのか。

この件についても町長にお伺いしておきたいというふうに思います。

次に、土砂災害に対する質問に入らせていただきます。

これも、報告会のときに、土砂災害の対策というのか、説明の案内が来とるんだけれどもということで、初めてその席で知らせていただいたわけですけれども、11月27日に下山田でその報告がなされました。これについては、名前がややこしかったんですけれども、土砂災害の発生するおそれのある区域の現地調査結果並びに警戒態勢に係る説明会という、大変長ったらしい名前でありましたが、27日に下山田の公民館においてこの説明会がなされました。

そこでは、かなり危険地域ではないかなというところの方々が主に来ておられましたし、関心のある方々が見えておられましたけれども、いろいろな質問なり、ほんならわしらはどうするんだというような質問も多々ありました。この席での、一応、土木事務所なり、総務課の課長を初め建設課の方が説明に見えておられました。私も聞かせていただきましたんですが、細かいことはわかりませんので、本日の質問とさせていただくわけですけれども、土砂災害防止法と指定区域とは、それから、町内の実態調査の現状はどうなっておるのでしょうか。土砂災害特別警戒区域とはどういう区域なんでしょうか。特別区域内に公共施設はあるのですか。また、公共区域内にある公共施設が避難場所となっておるところはないのですか。特別区域内の民家に対する周知方法と防災対策はどういうようになっておるのでしょうか。

というような点について質問をさせていただきたいというふうに思います。

防災マップには、102カ所の避難施設があるということで、過日、太田町長の方からも浪江議員の質問に対して答弁がありました。この102施設のうち、こういう特別警戒区域に入って

いる施設は何カ所あるのかと。

それから、周知の方法と防災対策ですけれども、森本議員の質問に対して、放送通信と防災については別の方法を考えたいというような答弁もございました。防災に対するそういう周知徹底の方法を、何か、今後こうしようというようなことがあるのであれば、聞かせていただきたいなというふうに思います。

いわゆる土砂災害防止法はどういう法律かどうかわかりませんが、台風23号で、先ほど言いました滝場の問題だとか、それから、丹後町の問題だとか、いろいろな問題が発生しております。これについて、説明会のときにもそうでしたけれども、皆さんに説明するのは、不安をあおるために説明をするのではありませんと、こういう現状だということを知っていただいて、そして対策を練る、町とともに皆さんの逃げる方法も考えてくださいというような説明もありました。

そういうようなことを踏まえまして、先ほど言いました、また、通告に上げております私の質問事項に対して答弁を求めて、1回目の質問とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） まず、井田議員さんからの、安全・安心への対応はとのご質問にお答えいたします。

まず、1番目の治水対策についてでございますが、与謝野町南北に還流する野田川本流につきましては、総延長16キロメートルのうち、約13キロメートル区間において改修整備を行う計画となっております。

京都府では、改修整備区間を、下流、中流、上流工区に分けて、昭和39年から改修工事を順次計画的に実施され、現在は、後ろの金谷地区の上流工区で、災害復旧助成事業により改修が行われており、それが完了すると、約10.8キロメートルが整備されたことになり、計画としては、約2キロメートルを残すのみになりました。

また、野田川の支流の整備につきましては、ご承知のとおり、加古川は整備済みとなっておりますが、現在、岩谷川及び加悦奥川について事業が進捗しているところでございます。

岩谷川については、既に約1,300メートルの区間の整備を実施しましたが、約700メートル区間が未改良となっております。現在、改修工事に向けて着々と用地買収を行っているところでございます。

加悦奥川につきましては、560メートル区間において改修を行うこととしておりますが、多数の家屋移転も伴うことから、下流工区と上流工区に分けて行う予定でございます。下流工区では用地買収も完了している区間もありますので、平成20年度からは、本流の合流部から自転車道までの改修工事が行われる予定となっております。

京都府からは、野田川本流を初め支流の2川の改修につきましては、国の補助事業の広域区間河川改修事業での整備であり、すべてを同時に改修整備することは、財政的に非常に厳しい状況だと言われております。家屋の浸水被害への対応状況を検討の上、順に整備を行う予定であるというふうに聞いております。

河川改修の全体の完了につきましては、現在の国の動向では、公共投資を抑制する中、予算に

ついて非常に厳しい状況があり、もう少し事業進捗しないと、完了予定年度の確定は難しいだろうというふうに思っております。

次に、河川管理の状況についてでございますが、平成16年の台風23号以来、各管理河川への土砂の流入が多くなってきております。野田川本流につきましては、上流地域での山林荒廃による土石流や、河川復旧工事に伴う土砂の流出などで、勾配の緩い下流地域で土砂が堆積しており、その状況を把握するため、現在、土木事務所では、河川の通水断面の測量を実施しているところであり、その結果に基づき、しゅんせつや立ち木処理等の対策を講じる予定とお聞きしております。

この12月19日は、これらのことにつきまして、府への要望の中でも項目として上げておりますので、行きました折に、そうしたことにつきまして、強く要望をしまいたいというふうに考えております。

次に、残土処分場の見通しでございますが、公共事業を実施する上において、事業のスムーズな推進や残土処分経費の削減を図るためには、できるだけ近い場所、できれば、与謝野町内で処分地を持つことが必要だろうと考えております。しかしながら、残土処分場の建設には、環境に十分配慮した計画を示しながら、地元との協議を進めなければなりませんので、候補地の選定につきましては慎重に検討していきたいというふうに考えております。

井田議員さんよりご提案があるということですが、今、私の方では、直接まだ聞いておりませんので、それらも含めての今後検討していくことだろうというふうに思っております。

次に、2番目の、土砂災害防災対策についてお答えいたします。

まず、土砂災害防止法ですが、平成11年に広島県で発生しました土砂災害により20数名の方が亡くなられたことを契機に、議員立法により平成12年に成立し、平成13年より施行されております。

法律の趣旨といたしましては、土砂災害が発生するおそれのある土地の区域を明らかにして、その区域におきまして、警戒避難態勢の整備を図ることなど、土砂災害から住民の生命を守ることを第一の目的としており、さらに、土砂災害が発生するおそれのある区域においては、一定の開発行為の制限や、建物、建築物の工場の規制を定めております。

土砂災害危険箇所は、京都府内だけでも約8,800カ所もあり、その中で対策工事が完了しているのが約550カ所と6%程度であり、すべての危険箇所に対策工事を実施するには、膨大な時間と費用が必要となることから、整備までの間について、危険の周知や警戒避難態勢の整備等のソフト対策を推進するものでございます。

その中では、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の2種類の区域指定がされております。土砂災害警戒区域につきましては、通常、イエローゾーンと申しまして、図面上では、黄色で着色し、現地調査に基づき、地検によっては、大雨等により土砂が到達するため、警戒避難態勢を整える必要のある区域を言います。

土砂災害特別警戒区域につきましては、通常レッドゾーンと申しまして、図面上では赤色で着色し、先ほど説明しました、土砂災害警戒区域内のうち、急傾斜地の崩壊に伴う土砂等により住宅が倒壊し、人命に著しい危害を生じるおそれのある区域を言います。

平成17年度から18年度にかけて、三河内地区、幾地地区、四辻地区、上山田区、下山田区

の5地区を京都府が調査され、その結果について、まず、役員の皆様に説明し、11月下旬に地元説明会を実施したところでございます。

調査結果につきましては、4地区において、レッドゾーン内に約80世帯の人家が入ることとなります。また、三河内地区公民館や山田保育所がレッドゾーンに入るため、防災計画で指定しております避難施設の早急な見直しを指示したところでございます。

次に、特別警戒区域内の住民に対する周知方法と防災対策についてでございますが、周知につきましては、先月、5地区で開催されました区域指定の説明会で、避難情報の伝達方法や種類、また、どのようなタイミングで避難情報が出されるのか等を説明させていただきました。周知方法につきましては、防災行政無線、サイレンの吹鳴、また、広報車等の手段によりましてお知らせすることとしておりますが、大雨や台風等で放送が聞こえない場合も考えられますので、今後、特別警戒区域内の住民の方には、地域の連絡網等によりまして、避難情報の確実な伝達ができないか、検討をしていきたいというふうに考えております。

区域指定につきましては、来年の3月末を目標としておりますが、レッドゾーン内に入る80世帯の方々については、再度、詳細な説明会を行うことで各区長のご了解をいただきましたので、今月の20日、26日、来年早々の計3回実施いたします。先ほども触れましたが、周知方法につきましても、その場でご意見をちょうだいしたいというふうに考えております。

あわせて、上流部に砂防堰堤や急傾斜対策事業などを実施することにより、レッドゾーンがイエローゾーンに変わるようになりますので、被害が大きいと予想される区域から、順次、対策工事を実施していただくよう、京都府に対しては強く要望してまいりたいというふうに考えております。

12月7日には、野田川地域の区長さん全員、また、建設課、野田川地域振興課が、一緒に土木への要望行動も行っていただいております。そうした形での要望も、今後も続けていきたいというふうに考えております。

以上、井田議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

進捗状況は聞かせていただいたんですけども、大体、完成予定年度、いわゆる野田川の上流部なり、また、その支川の完成予定年度は、もう計画にないのか、もうほったらかしとくのか、やはりその辺は、大体どれくらいには完成するのかなということは聞かせていただきたいなと、質問の中にしっかりと書いておりますので、聞かせていただきたいなというふうに思います。

それから、管理の状況と今後ですけども、いわゆる雑草とか柳がどうなのか、測量のことを言われましたが、柳をどうするのか、切るのか、切らないのか。それから、ヌートリア対策はどうするのか。ここに私書いております、これに対する答弁が何もなかったように思います。土砂対策についてはいろいろと答弁があったわけですけども。

そこで、私ちょっと、過去のもう一つさかのぼった野田川の状況をちょっと申し上げておきたいというふうに思います。

大正5年にさかのぼるんです、野田川改修。大正5年に石川のSさんが府議会に出られて、そして、第1次の野田川改修を手がけられたと。そのときには、堤防のかさ上げをされた。その

堤防のかさ上げをされたときに、これはうわさの段階ですので、余りはっきりとは言えませんけれども、片方の東側の堤防は高くして、西側の堤防を低くして、東側は水がつかないようにする、そして、西側に水をためるといようなことがなされたやに聞いております。そのときには、降った雨が一遍に流れないんで、と言いますのは、野田川の河川敷には差はありません。過日も、建設課長に聞きましたら、阿蘇海の水位と堂谷橋の水位は3メートルしか差がないということで、必ずこれについては遊水地帯が要るわけです。水を遊ばせる地帯がないと、どっかに水がつくんだと。だから、23号では、加悦地区が水がついたと。野田川地区はそれで助かったと。加悦地区が水がついてなければ、野田川地区は水がつくと。大正5年のときにも、石川の下地、堂谷、下山田については、これはもう遊水地帯として、水がついても知らないんだという回答が出されております。そして、先ほど言いました、32年に小林町長が当選をされて、昭和47年7月に集中豪雨があって、三河内も石川も山田も水がついたわけです。そのときに、野田川町の議員提案による野田川改修期成同盟会が発足されておられます。このときには、以前の町議会におられました井田玳瑁議員さんが会長となられて、800名の方の賛同を得られ、そして、その中で、東京行きが始まったわけです。その時分に、町長、議員として野田川の町議会に入っておられるんです。私が言うまでもなく、その辺のところはわかっていただいているのではないかなというふうに思いますけれども。

そういうことで、そのときには、期成同盟会ができてからは、堤防を広げるための用地買収、そして、堤防のかさ上げがなされております。これは何だと言うたら、野田川に水をためておくと。いわゆるよそに水を上げる部分を野田川にためておくということなんです。だから、先ほど私が言いました、遊水地帯として、野田川の下流の河床をさらえなければ、またどっかに水が行きますよと。この間の23号の後のちょっとした雨でも、石川バイパスのしまむらの前は水浸しになりましたわね、通行止めをせんなんほど水浸しになりましたわね。

だから、残土処分場のこともですけれども、このたまった堆積の処分というのは、待ったなしの課題であると。災害はいつ来るかわかりません。このことについては十分に認識をしていただかなければ、加悦が大丈夫だったら、次どっかに行きます。大手川でもそうです。よそのことですけれども、大手川でも、今の河川対策をしようと思ったら、堤防を上げる以外にありません。滝場の宮高のあたりから宮津湾まで落差がありません。何をするか言うたら、堤防を上げて、遊水地帯をつくと。これ以外にないということをしかりと頭の中に入れておいていただきたいなというふうに思います。

野田川は与謝野町のメインになる川です。母なる川です。きれいにしなければなりません。だけど、いつオオカミになるかわかりませんので、このこともしかりと踏まえながら、野田川対策だけはやっていただきたいということを申し上げながら、町長の考え方を伺いたいというふうに思います。

次に、土砂災害ですけれども、先ほど、町長の方から答弁でありました、いわゆる与謝野町の三河内、幾地、四辻、上山田、下山田地区の5地区について調査が済んだと。それで、皆さんにお知らせする方法としては、防災行政無線で知らせますよと、サイレンを鳴らしますよと、サイレンについては、吹鳴パターンは、サイレン、1分吹鳴して、5秒休んで、また、次、1分吹鳴して、5秒休むというような格好で知らせると。だけど、これが本当に皆さんわかるかどうか。

また、防災無線で知らせても、全然、台風の時なり、災害が起きるようなときに聞こえませんが、何を言うておられるのか。広報車がいてるかどうかもわかりません。これは、地元の説明会でも出ておりましたけれども、やはりこういう方々に、いわゆる小型受信機を貸与するか、例えば、80件からあるんですね、今の状態だけでも。その80件全部にということは無理だろうと思うので、例えば、地域防災を兼ねて、5軒とか6軒とか、その連絡をしやすいところ、そこに1台ずつ貸すとかというような格好の町の方も対策をとらなければ、災害が起きなければいいんですけども、災害というのは、先ほど言いましたように、いつ来るかわからんわけです。その辺のところをしっかりと対策をとっていただきたいなというふうに思います。

それから、先ほど、三河内の公民館と山田の保育所がレッドゾーンに入ると言われました。これは、山田の場合には、特に山田断層があるんですね。山田断層もあって、地震でも、まずここがいかれるん違うかなというところですね。だから、先ほど、町長、見直しを指示しましたと言われましたけれども、与謝野町の西側については、総務課長は、この避難地図はよくできておりますと言われましたけれども、これを見ますと、宅配されましたこの地図を見ますと、西側は全部山田断層が走ってますね、震災の、山田断層が。

そういう中で、結局、いわゆる場所も避難する施設も大事ですけども、避難経路についても、やはりしっかりとした避難経路を、その土砂災害で家がつぶれそうな方々には、今度の説明会のときにやっておいていただく必要がないかなと。それに、今回のレッソゾーンの中に、下山田の貯水池も入っております。私は、もう野田川町のときに、あの貯水池の場所に反対しました。だけど、下山田の貯水池も入っております。三河内の貯水池も入っております。水源の施設、水の施設で入っております。

こういうことだって、やっぱりこういう、いわゆる先ほど町長から説明があった、法律が11年にできて、12年から施行ですか。やはりそれらの対応を、ある意味では、ほかのこといっぱいすることがあるんでしょうけれども、このことについても、担当課なり、また、特別チームをつくって、やっぱり対策を練っておかれる必要があるんじゃないかなというふうに思います。

ほかにまだ聞きたいことやらいっぱいあるんですけども、先ほども言いましたように、84世帯への対策をしっかりとやっていただきたいということを2回目の質問とさせていただきます。先ほどの、野田川の改修の件、先ほど、質問に書いておりますけれども、答弁漏れ、それから、土砂対策についてのこと、それから、土砂災害については、今の遊水地帯のことをどういようにされるおつもりなのか、その件について、2回目の質問といたします。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） まず、第1点の、河川改修全体の完了についてどうなんだという件については、答弁漏れとおっしゃいましたけれども、それは、先ほど申し上げましたように、もう少し、財政の問題もあり、事業が進捗しないと完了の予定年度を確定することは難しいというふうに聞いているというふうにお答えさせていただいたところですし、立ち木の件につきましても、現在、土木事務所では、河川の通水断面の測量を実施しておられまして、その結果に基づいて、じゃあ、どれだけしゅんせつするんや、あるいは立ち木処理等の対策を講じていくと、そういうふうな予定だということを聞いておりますということを申し上げたところでございます。ですから、ノートリアまではいきませんでしたけれども、ツツガムシのことにつきましても、毎年、やっぱり何

らかの形でいろいろなことが出ておりますので、この風土病といいますか、この対策も、これは保健所関係になりますけれども、そうしたことも含めての、今度、要望に行きます中にも、その件は河川の項目の中にありますけれども、その中にはヌートリアは入っておりませんが、それらも含めて、対策について、やはり一定の協議をする、今後についての考え方などもお聞かせいただくような格好をしていきたいというふうに思っております。

それから、おっしゃったように、もう昔から山田、石川というところは遊水地帯で、霞堤防が引かれていて、いざというときは、水が田んぼの方へ回って、そして、本川を守るというか、そういう格好になっているんだということはお聞きいたしておりましたし、それを何とか河川改修によって解消していこうということで、嘗々と続けられてきておりますことは十分承知しておりますし、それらのことについても、できるだけ早く完成するような、そうした気持ちで今度も要望に行きたいというふうに思っておりますので、期成同盟会、また、そうした協議会もございますので、そうした中でも、十分に意見交換をさせていただくような場面も大事にしていきたいというふうに考えております。

それから、土砂災害等におけます警戒区域あるいは特別警戒区域についてですけれども、先ほども申し上げましたように、今月の20日、26日、また、来年早々に、3回にわたってそれらの説明をさせていただきますけれども、この中には、せんだっては、ここがこういう地域になりますよというお知らせ、今度は、それに向けて、じゃあ、そうしたことが起こったときに、どう周知徹底をさせたらいいのか、区長さんにもその方法をお聞かせし、有効かつ速やかに、迅速に避難できるような、そうした対策が打てるように、個別に、詳しく詳細な、そういう避難経路等も含めた知恵をお借りしたいなと思っております。

これは一回で済むかどうかわかりませんが、また、いろいろと地域の方のご理解や認識も必要だというふうに思いますので、何回かの会を重ねる必要があるかと思っておりますけれども、まずは、そうした詳細な説明会を行うということで、また、区長とも了解を得ておりますので、そうした地元との協議の中で、今後についても検討していきたいというふうに考えております。

それだけであつたかと思いますが。

9 番 (井田義之) 戸別受信機はどうです。

町 長 (太田貴美) ですから、戸別受信機につきましても、今、もう年数が古くなっておりまして、なかなか戸別の受信機というのも手に入らないような状況ですし、せんだっての質問でも申し上げましたように、防災行政無線も古くなっておりますので、新たなそうした伝達方法を構築していこうというふうに思っておりますが、それまでの間、そういうものがあってもなくても、避難が適切にできるように、災害に遭われないように、前もっての周知をする方法を具体的に考えていきたいということで、今のところ、これから、そういう方たちだけに受信機を配布するという、今、考えはございません。今ちょうどそうしたものの過渡期だというふうに思っておりますけれども、災害は待たなしにやってきますので、実際に起こったときの確実なそういう方法を、地元と協議した中でシステムをつくっていききたいというふうに考えております。

議 長 (糸井満雄) 井田議員。

9 番 (井田義之) 答弁漏れとか何とかということについては、私の聞き落としもあると思っておりますので、そのことはさておきまして、ヌートリアの件ですけれども、やはりこれは堤防の草焼きがで

できれば一定の効果が出ると。今の状況の中では、草は焼いてくださいと。焼くときには、町なり消防に連絡をして焼いてくれたら結構ですという状態なんですけれども、実際にはなかなか個人の方が気をもんでやっていただける地域というのが少ないんですね。

だから、どうしても、先ほど言いましたように、私もずっと川を見て回りました、野田川を。やっぱり悪い状態です。それから、柳の木でも、先ほど言いましたように一抱えあるんですよ。ということは、もう何年間木を切っていないかということです。毎年、木を切れればそういう状態にならんわけです。だから、やはりこの河川管理については、野田川は、やっぱり先ほども言いましたように、野田川町のメーンの川なんですね。余りどういふか、だれかにもう押しつけるんやなしに、行政としても、何らかの格好の指導をしていただきながら、そういう安全対策をとっていただくことも、ぜひとも考えていただきたいということを、質問方々お願いをしておきたいというふうに思います。

それから、残土処分場につきましては、やっぱり町長、前にも、3月の質問のときに言いましたように、いわゆるもう京都府はいつでもやってあげますよと、ただ、残土を持っていくところがないんですという、痛しかゆしの状態ですね。だから、先ほど、町長言うていただきましたけれども、しっかりとその辺のところも踏まえて、ちょっと町内でいいところがあれば、担当課に指示をしていただいて、いろいろな町民への理解が、大変だろうと思います。だけど、この場合には、いわゆる浄化槽等を3槽ぐらいにするとか、いろいろな方策が今ならとれますので、そして、例えば、3億かけても、もう5年もあつたら返ってきます、京都府から金もらえればええんだから。そういうことも考えながらやっていただけたら、京都府にも金出せいいうように言うてあります。そういうことも考えながらやっていただけたらありがたいというふうに思います。

それから、戸別受信機の件ですけれども、戸別受信機を、野田川の場合には、1万7,500円、個人負担、岩滝の場合には1万5,000円の個人負担、これについては、私、おかしいということを言いました。今、差し当たって、やはり先ほどの80世帯のあれなんですけれども、レッドゾーンが、三河内が7世帯、幾地が25世帯、上山田が23世帯、下山田が29世帯、いわゆる、ここで、例えば、7世帯を平均にしたら、そんなようけ要らんわけです。それで、やはりこれ、できる、できんやなしに、やっぱり業者に言っつけなあきませんわ。業者に言っつけさせて、7戸に1個ぐらいはやっぱり貸与をして、そして、その方々が家におられる方に貸与して、その方々が危険ですよと、早く逃げましょかというような呼びかけをするようにせんと、広報車が何だ言うとしても、それ連絡はとれません。

これについて、もう一度答弁を求めて、もう時間もきましたので、私の質問を終わります。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） いろいろと第3番目の質問があったわけなんですけれども、ヌートリアの件につきまして、焼いても潜ってしましまして、そのときだけで、余り効果がないようなんです。絶滅させるような（「百姓の人は効果あるようになるで」の声あり）一時は何かいなくなるようです。だけど、また出てくる、その間だけ逃げていないのか、ちょっと私もわかりませんけれども、これがという有効な方法がありませんけれども、何とか捕獲するというのか、何か方法があるのかと思いますので、またそれはいろいろと考えさせていただきたいなというふうに思います。

それから、戸別受信機の件につきましては、おっしゃったような一つの方法でもあると思いま

すし、機械を受注してまでするのがどうかわかりませんが、ほかにあるところのものを持ってくるとか、何か方法を考えて、一つの方法として考えさせていただきたいなというふうに思っております。

それから、残土については、非常に強烈なご要望をいただいているようですので、このことも、いろいろと地元との協議も大事だと思いますので、それらも含めて、今後の大きな課題とさせていただきたいと思います。

9 番（井田義之） はい、終わります。

議 長（糸井満雄） これで、井田義之議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

次回は、12月17日（月）午前9時30分から開議しますので、ご参集ください。

なお、この終了後、休憩をとりまして、議会運営委員会が開催されますので、委員の皆さんは議員控室の方にご参集ください。

なお、それが終了後、総務常任委員会が開催されるということでございますので、議会運営委員会終了後、総務委員の方はご参集願いたいと思います。

以上でございます。

ご苦労さんでございました。

（散会 午後2時16分）